

投資信託説明書
(請求目論見書)

使用開始日 2023.3.11

国際 アジア・リート・ファンド
(通貨選択型)

為替ヘッジなしコース (毎月決算型)

円コース (毎月決算型)

インド・ルピーコース (毎月決算型)

インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)

追加型投信／海外／不動産投信

ファンドは、特化型運用を行います。

この目論見書により行う「国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年9月12日に関東財務局長に提出しており、2022年9月13日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
（1）【ファンドの名称】	1
（2）【内国投資信託受益証券の形態等】	1
（3）【発行（売出）価額の総額】	1
（4）【発行（売出）価格】	1
（5）【申込手数料】	2
（6）【申込単位】	2
（7）【申込期間】	2
（8）【申込取扱場所】	2
（9）【払込期日】	2
（10）【払込取扱場所】	2
（11）【振替機関に関する事項】	2
（12）【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	82
第3【ファンドの経理状況】	89
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	126
第三部【委託会社等の情報】	127
第1【委託会社等の概況】	127
約款	169

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）

以上を総称して「国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）」または「ファンド」ということがあります。また、各々を「各ファンド」または「各通貨コース」ということがあります。

各ファンドについて、以下の略称を用いることがあります。

ファンドの名称		略称
国際 アジア・ リート・ファンド （通貨選択型）	為替ヘッジなしコース （毎月決算型）	為替ヘッジなしコース
	円コース （毎月決算型）	円コース
	インド・ルピーコース （毎月決算型）	インド・ルピーコース
	インドネシア・ルピアコース （毎月決算型）	インドネシア・ルピアコース

また、各ファンドの共通の内容はまとめて記載します。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド 1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

す。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7) 【申込期間】

2022年9月13日から2023年9月12日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

・販売会社によっては、各ファンド間でスイッチング*が可能です。スイッチングを行う場合の申込手数料は、販売会社にご確認ください。

* スwitchingとは、各ファンドを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に別の各ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

・販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンド 1,800 億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表
 <各ファンド>

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
		不動産投信
	内外	その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信 (リート)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

<円コース>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ファンズ	
その他資産(投資信託証券 (不動産投信))	その他	アフリカ		なし
		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

上記ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(不動産投信)とが異なります。

<為替ヘッジなしコース>、<インド・ルピーコース>、<インドネシア・ルピアコース>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ファンズ	
その他資産(投資信託証券 (不動産投信))	その他	アフリカ		なし
		中近東(中東)		

資産複合		エマージング		
------	--	--------	--	--

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

上記ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（不動産投信）とが異なります。

該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託証券 （不動産投信））	投資信託証券を通じて、主として不動産投信に投資する。
年 12 回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則*」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり （フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうちフルヘッジを行うものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

* 一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

ファンドの目的

国際 アジア・リート・ファンド (通貨選択型)

各通貨コース

為替ヘッジなしコース

円コース

インド・ルピーコース

インドネシア・ルピアコース

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

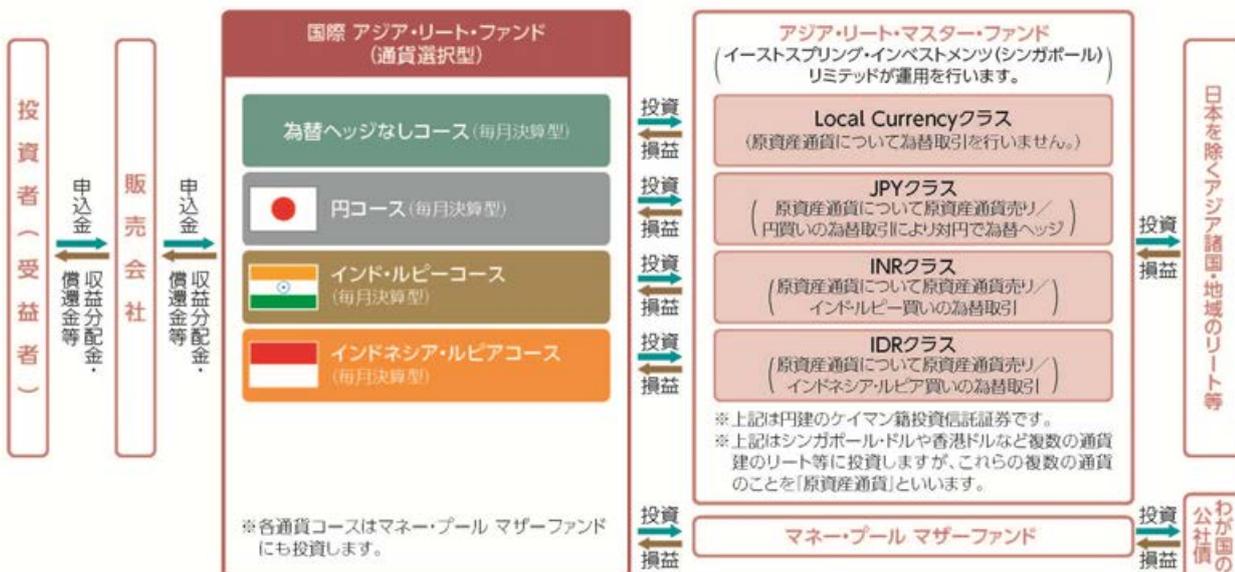
ファンドの特色

国際 アジア・リート・ファンド (通貨選択型) は、為替戦略が異なる4つの通貨コースから構成されています。

- 販売会社によっては、各通貨コース間でスイッチング*1が可能です。
 - *1 スwitchingとは、各通貨コースを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に各通貨コースの購入の申込みを行うことをいいます。

■ ファンドのしくみ

- ◆ **ファンド・オブ・ファンズ方式*2により運用を行います。**
 - *2 ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則(「投資信託等の運用に関する規則」第2条)に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。



※当ファンドおよびマネー・プール マザーファンドは三菱UFJ国際投信が運用を行います。
 ※販売会社によっては、一部の通貨コースのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

特色

1 日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している不動産投資信託(リート)等に投資します。

- ◆ アジア・リート・マスター・ファンド*1(以下「ARMF」といいます。)への投資を通じて、主として日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している不動産投資信託(リート)等に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

*1 ARMFは、ケイマン籍投資信託証券で、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが運用を行います。

- ◆ 各通貨コースの投資先であるARMFにおいては、シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の不動産投資信託(リート)等に投資を行います(以下、ARMFが投資を行う不動産投資信託(リート)等の通貨のことを「原資産通貨」といいます。)。各通貨コースの投資先であるARMFの各クラスにおける為替取引は以下の通りです。

- 為替ヘッジなしコース

ARMFのLocal Currencyクラスでは、原則として原資産通貨について為替取引は行いません。

- 円コース

ARMFのJPYクラスでは、原則として原資産通貨売り/円買いの為替取引により対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

- インド・ルピーコース、インドネシア・ルピアコース

ARMFの各クラスでは、為替取引の対象通貨をそれぞれインド・ルピー、インドネシア・ルピアとして、原則として原資産通貨売り/各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。

為替取引には、外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)*2等を活用します。

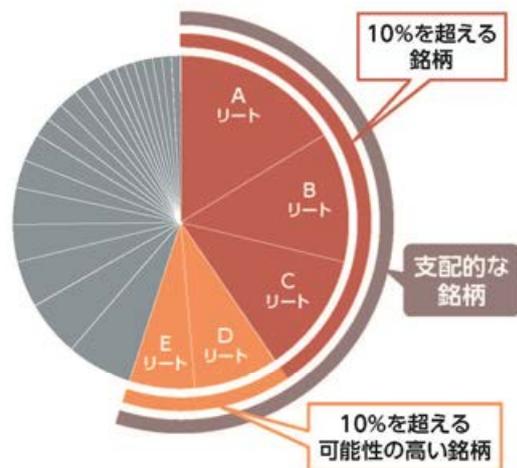
*2 直物為替先渡取引(NDF)の詳細は、後記「直物為替先渡取引(NDF)について」をご参照ください。

- ◆ 各ファンドは特化型運用を行います。一般社団法人投資信託協会は信用リスク集中回避を目的とした投資制限(分散投資規制)を設けており、投資対象に支配的な銘柄(寄与度*が10%を超える又は超える可能性の高い銘柄)が存在し、又は存在することとなる可能性が高いものを、特化型としています。

- ◆ 各ファンドは、日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場している不動産投資信託(リート)等に実質的に投資します。各ファンドの投資対象には支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

*寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める比率または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成比率を指します。

投資対象における寄与度の例



※上記の図は特化型運用を説明するためのイメージ図であり、実際とは異なります。

不動産投資信託(リート)等の安定したインカムゲインの確保と、
値上がり益、および為替差益の獲得を目指します。

◆各通貨コースの収益の源泉には、3つの要素があります。

要素 1

日本を除くアジア諸国・地域の不動産投資信託(リート)等への投資

日本を除くアジア諸国・地域の不動産投資信託(リート)等を実質的な主要投資対象とすることで、安定したインカムゲインの確保と値上がり益の獲得を目指します。

リートとは

リートとは、複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。



好利回り

一般的に、収益の一定以上を配当するなど一定の適格要件を満たすことで法人税等が減免される仕組みとなっており、収益の大部分を投資者が受け取ることで好利回りが期待されます。



専門家の不動産運営

不動産の専門家が不動産の取得・運営管理等を行います。



少額から投資可能

不動産への直接投資と比べ、少額の資金で投資を行うことができます。



流動性

金融商品取引所に上場しているリートは、株式等と同様に売買することができます。



不動産投資のリスク分散

複数の不動産に分散投資を行うことにより、個別不動産のリスクを分散・軽減する効果が期待されます。

要素 2

原資産通貨と各通貨コース(為替ヘッジなしコースを除く)の対象通貨の短期金利の差から得られる「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」

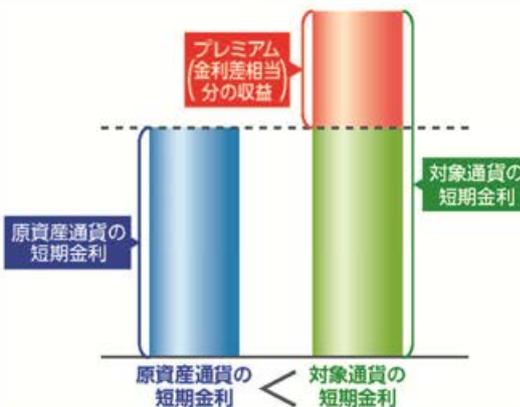
各通貨コース(為替ヘッジなしコースを除く)の対象通貨の短期金利が、原資産通貨の短期金利*と比較して高い場合には、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。

※対象通貨の短期金利が、原資産通貨の短期金利と比較して低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。

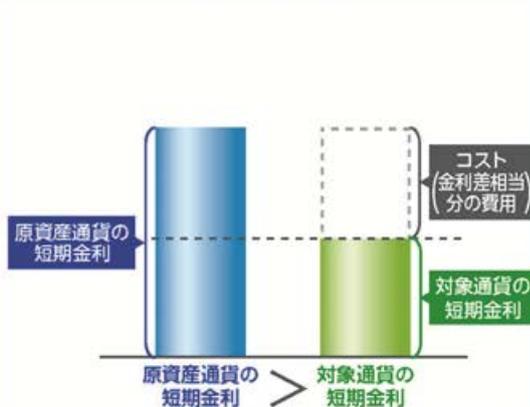
※ただし、為替市場の状況によっては、収益または費用が、金利差相当分から乖離する場合があります。

* 当ファンドにおいて、原資産通貨の短期金利とは、投資している原資産の複数の通貨の短期金利をその組入比率により加重平均したものです。

為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)を獲得する例



為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)が発生する例



※上記の図は為替取引によるプレミアム/コストの概念を説明するイメージ図であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

要素

3

対象通貨の為替変動(円コースを除きます。)

〈為替ヘッジなしコース〉

原則として原資産通貨について為替取引を行いませんので、原資産通貨が対円で上昇(円安)した場合には、為替差益を得ることができます。一方、対円で下落(円高)した場合には、為替差損が生じます。

〈インド・ルピーコース、インドネシア・ルピアコース〉

原則として原資産通貨売り/各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行いますので、各通貨コースの対象通貨が対円で上昇(円安)した場合には、為替差益を得ることができます。一方、対円で下落(円高)した場合には、為替差損が生じます。

◆各通貨コースの対象通貨の為替変動により以下のような影響を受けます。

各通貨コース	為替変動の影響	
	下落 ←	基準価額 → 上昇
為替ヘッジなしコース	原資産通貨安 ←	円に対して → 原資産通貨高
円コース	原則として原資産通貨売り/円買いの為替取引により対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。	
インド・ルピーコース	インド・ルピー安 ←	円に対して → インド・ルピー高
インドネシア・ルピアコース	インドネシア・ルピア安 ←	円に対して → インドネシア・ルピア高

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色

3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎月13日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



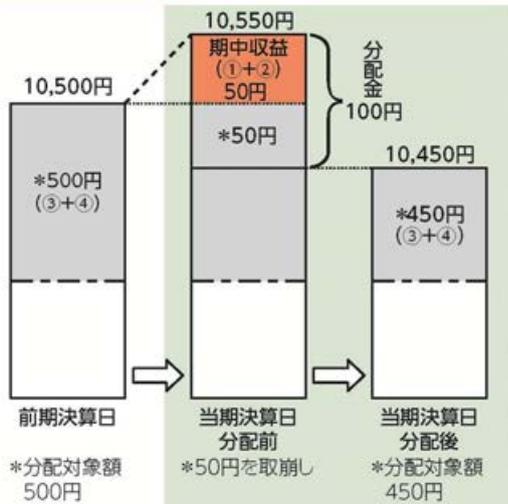
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

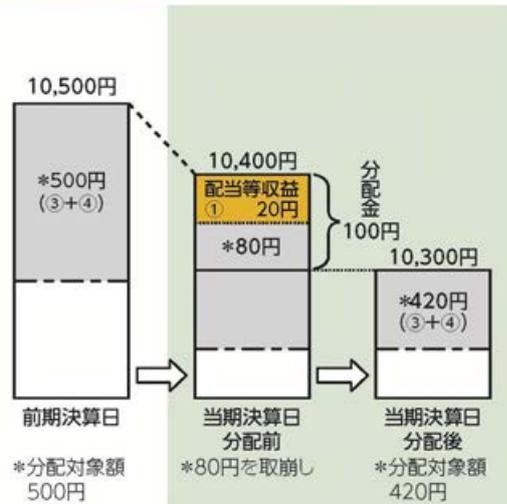
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



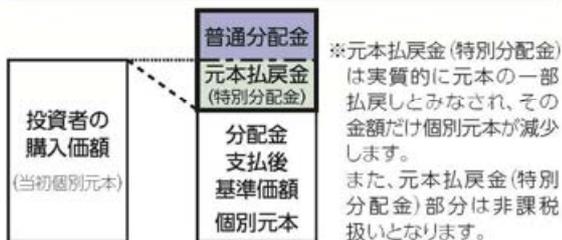
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

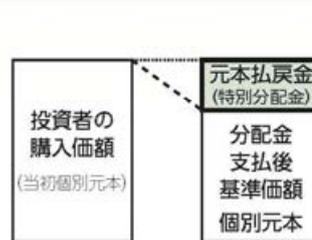
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

主な投資制限

投資信託証券への投資

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

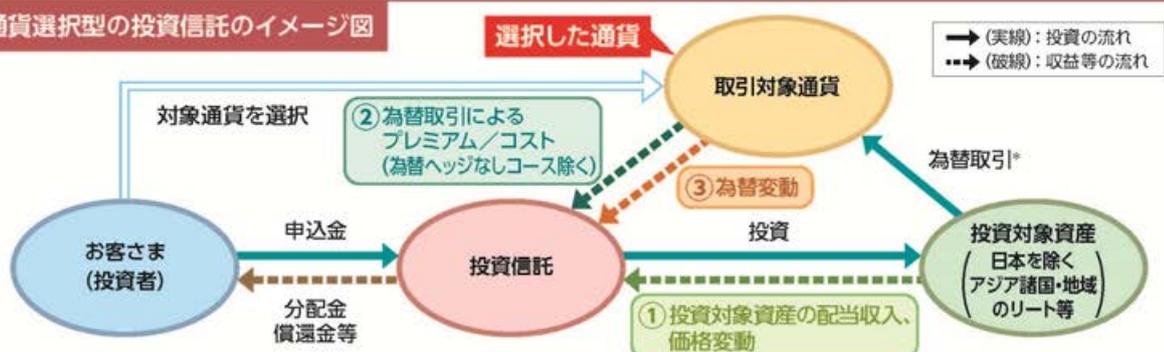
1発行体等あたりの投資制限

1発行体等あたりの各ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、25%以内とします。

通貨選択型ファンドの収益／損失に関する説明

◆通貨選択型の投資信託は、投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



*取引対象通貨が円以外の場合には、当該通貨の対円での為替リスクが発生することにご留意ください。

※上記イメージ図は、通貨選択型の投資信託の仕組みを分かり易く表したものであり、実際には、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式については、前記「ファンドのしくみ(各通貨コース)」をご参照ください。

◆通貨選択型の投資信託の収益の源泉としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることにご留意ください。

1. 投資対象資産による収益(上図①部分)

- 投資対象資産が値上がりした場合等には、基準価額の上昇要因となります。
- 逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の上落要因となります。

2. 為替取引によるプレミアム/コスト(上図②部分)

- 為替取引により、「選択した通貨」(コース)の短期金利が、原資産通貨の短期金利*よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。(為替ヘッジなしコースを除く)
- 逆に、「選択した通貨」(コース)の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。(為替ヘッジなしコースを除く)

*当ファンドにおいて、原資産通貨の短期金利とは、投資している原資産の複数の通貨の短期金利をその組入比率により加重平均したものです。

※「為替ヘッジなしコース」は為替取引を行わないため、為替取引によるプレミアム/コストは発生しません。

※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

3. 為替変動による収益(上図③部分)

- 投資対象資産が実質的に選択した通貨(円を除く。)建となるように為替取引を行った結果、上図③の部分については、「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- 「選択した通貨」の対円レートが上昇(円安)した場合は、為替差益を得ることができます。
- 逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落(円高)した場合は、為替差損が生じます。
- 「為替ヘッジなしコース」は、原資産通貨が対円で上昇(円安)した場合は為替差益を得ることができ、逆に原資産通貨が対円で下落(円高)した場合は為替差損が生じます。

◆これまで説明しました内容についてまとめると、以下のようになります。

収益の源泉	=	① 投資対象資産の配当収入、 価格変動	+	② 為替取引による プレミアム/コスト (為替ヘッジなしコース除く)	+	③ 為替差益/為替差損
収益を得られる ケース		● 投資対象資産の市況の好転 日本を除くアジア諸国・地域の リート等の価格の上昇		● 取引対象通貨の短期金利が原資産 通貨の短期金利を上回る プレミアム (金利差相当分の収益)の発生		● 取引対象通貨が対円で上昇(円安) (為替ヘッジなしコースは原資産通貨) が対円で上昇(円安) 為替差益を得る
損失やコストが 発生するケース		● 投資対象資産の市況の悪化 日本を除くアジア諸国・地域の リート等の価格の下落		● 取引対象通貨の短期金利が原資産 通貨の短期金利を下回る コスト (金利差相当分の費用)の発生		● 取引対象通貨が対円で下落(円高) (為替ヘッジなしコースは原資産通貨) が対円で下落(円高) 為替差損が生じる

(注) 為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、為替取引に関する規制などで機動的に外国為替予約取引を行えないことがあり、直物為替先渡取引(NDF)を活用する場合があります。

為替取引を行う場合のプレミアム/コストは、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは異なる場合があります。

※上記は、主な収益源の要素の説明であり、全ての要素を網羅しているものではなく、将来における運用成果を予想あるいは保証するものではありません。市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

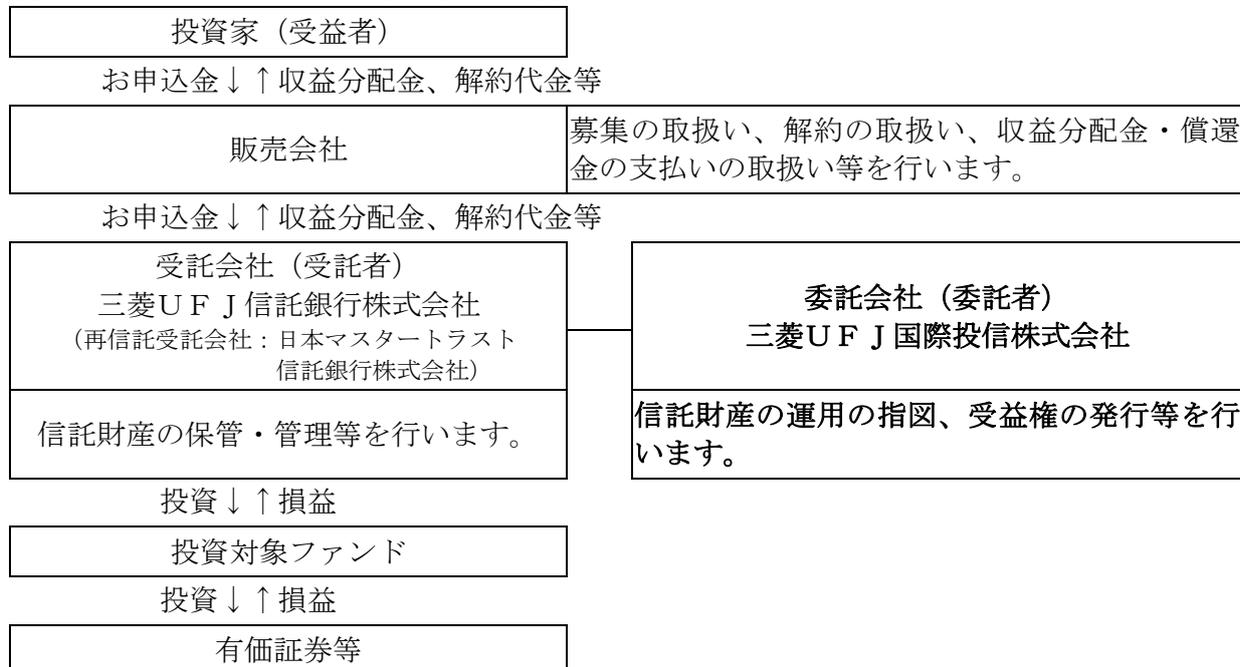
(2) 【ファンドの沿革】

2013年9月20日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
三菱UFJ国際投信株式会社に承継
2018年3月13日 マレーシア・リングコース（毎月決算型）の繰上償還
2022年3月12日 信託期間を2023年6月13日までから2028年6月13日までに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2022年12月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三

菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

a. 円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（後記「※1」をご参照ください。）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

b. 円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（後記「※1」をご参照ください。）への投資を通じて、シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）等を実質的な主要投資対象とします（以下、当該外国投資信託が投資を行う不動産投資信託（リート）等の通貨のことを「原資産通貨」といいます。）。

なお、各通貨コース（為替ヘッジなしコースを除く）は、当該外国投資信託において、原則として為替取引（円コースについては「為替ヘッジ」と読み替えます。）を行います。

（為替取引または為替ヘッジの内容については後記「※2」をご参照ください。）

c. 投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

※1 各通貨コースが投資する「アジア・リート・マスター・ファンド」は、以下の通りとなります。

各通貨コース	アジア・リート・マスター・ファンド
為替ヘッジなしコース	Local Currency クラス
円コース	J P Yクラス
インド・ルピーコース	I N Rクラス
インドネシア・ルピアコース	I D Rクラス

※2 為替取引または為替ヘッジの内容は以下の通りとなります。

各通貨コース	為替取引または為替ヘッジの内容
為替ヘッジなしコース	—
円コース	原資産通貨の売り、円の買い
インド・ルピーコース	原資産通貨の売り、インド・ルピーの買い
インドネシア・ルピアコース	原資産通貨の売り、インドネシア・ルピアの買い

※3 各通貨コースの運用方針の達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先を重視し、主要

投資対象として「アジア・リート・マスター・ファンド」を選定し、また、余裕資金の運用のため、投資対象の流動性を重視し「マネー・プール マザーファンド」を選定しました。

③ 運用の形態等

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（前記（1）投資方針「※1」をご参照ください。）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

① 投資の対象とする資産の種類

各ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（前記（1）投資方針「※1」をご参照ください。）の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- b. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. およびb. の証券または証書の性質を有するもの
- d. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

a. の証券およびc. の証券または証書のうちa. の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）を「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の a. から d. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)各通貨コースが投資対象とする投資先ファンドの概要

名称	アジア・リート・マスター・ファンド	(Local Currencyクラス)
		(JPYクラス)
		(INRクラス)
		(IDRクラス)
形態等	ケイマン籍/外国投資信託受益証券/円建	
目的及び基本的性格	<ul style="list-style-type: none"> 日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している不動産投資信託(リート)等を主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。 シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の不動産投資信託(リート)等に投資を行います。また、各クラス(Local Currencyクラスを除く)では、原則として外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)等を活用した為替取引を行います。 	
運用方針及び投資制限	<p>1. 日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している不動産投資信託(リート)等に投資を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産投資信託(リート)等の組入比率は原則として高位を保ちます。 <p>2. シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の不動産投資信託(リート)等に投資を行います(以下、投資先ファンドが投資を行う不動産投資信託(リート)等の通貨のことを「原資産通貨」といことがあります。)。各クラスにおける為替取引は以下の通りです。</p>	
	Local Currencyクラス	原則として、原資産通貨について為替取引は行いません。
	JPYクラス	原則として、原資産通貨について原資産通貨売り/円買いの為替取引により対円で為替ヘッジを行います。
	INRクラス	原則として、原資産通貨について原資産通貨売り/インド・ルピー買いの為替取引を行います。
	IDRクラス	原則として、原資産通貨について原資産通貨売り/インドネシア・ルピア買いの為替取引を行います。
<p>3. 投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p> <p>4.1発行体等あたりの純資産総額に対する比率は、原則として、25%以内とします。</p>		

投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド (Eastspring Investments (Singapore) Limited)
信託期限	無期限
設定日	2013年9月20日
会計年度末	毎年8月末
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
信託(管理)報酬	純資産総額に対して年率0.74%程度 (運用報酬:年率0.65%、管理費用:年率0.09%程度) ※上記の信託(管理)報酬の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資先ファンドの信託財産から支弁されます。

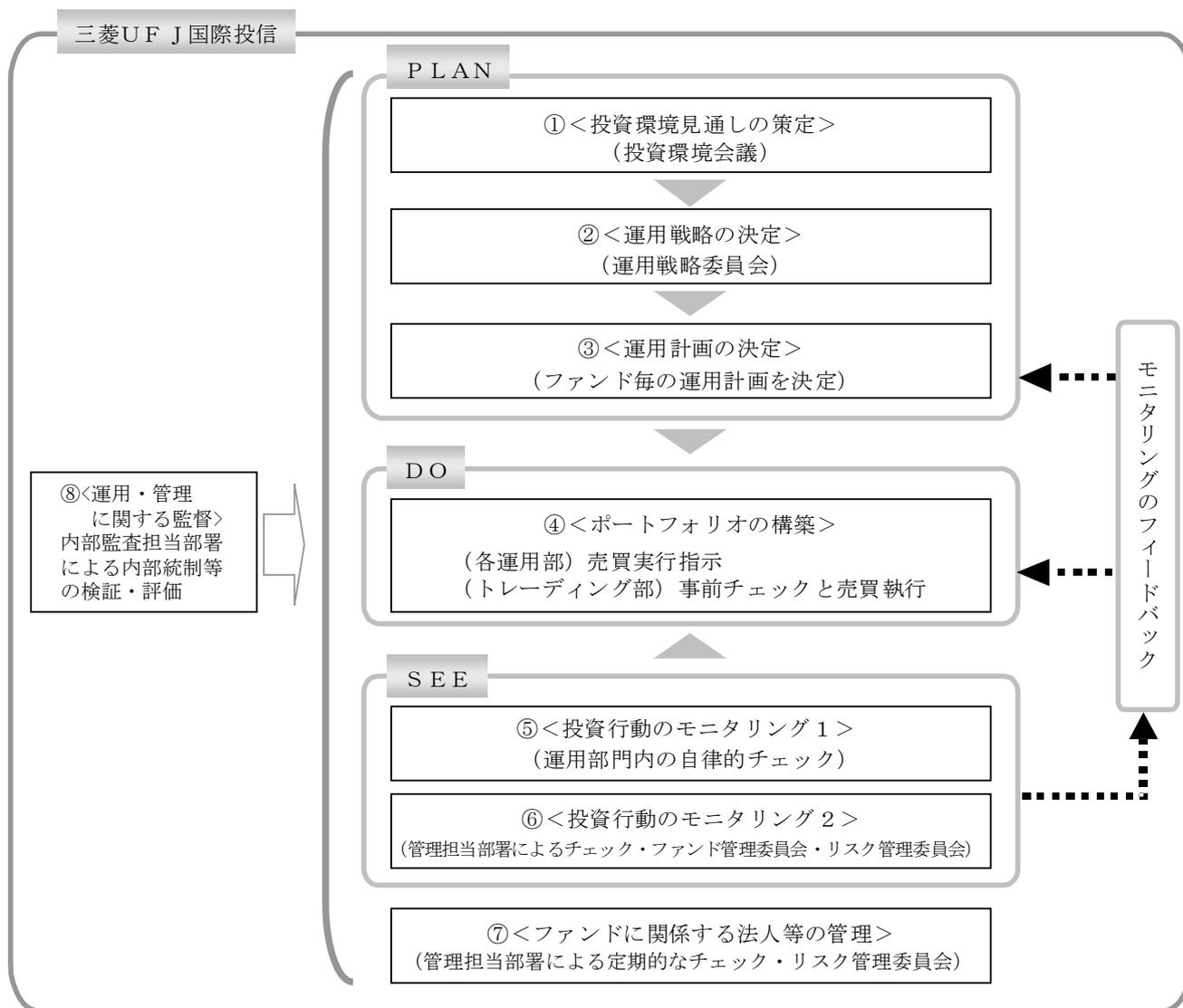
「イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド」について

イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、1994年10月にシンガポールにおいて設立された運用会社です。アジア・アフリカ地域を中心に金融サービスを展開する英国プルーデンシャル社のアジアにおける資産運用事業部門であるイーストスプリング・インベストメンツ・グループに所属しており、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。(2022年12月末現在)

名称	マネー・プール マザーファンド
形態等	適格機関投資家私募
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"> ① わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。 ② わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) A-2格相当以上の短期信用格付 (イ) A格相当以上の長期信用格付 (ウ) 信用格付がない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したもの ③ 投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとしします。 ④ 投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。 ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

	・外貨建資産への投資は行いません。
申込手数料	ありません。
信託報酬	かかりません。
信託期限	無期限
設定日	2009年9月29日
決算日	1月14日および7月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）
主な 関係法人	・委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 ・受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング 1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング 2

運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎月 13 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2013 年 12 月 13 日とします。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

① 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資

株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

④ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

⑤ 公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑥ 信用リスク集中回避のための投資制限

a. 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、100分の25を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. の比率を超えることとなった場合には、委託会社は、原則として、超えることとなった日から1ヵ月以内に当該比率以内となるよう調整を行うものとします。なお、各ファンドの設定当初、解約および償還への対応ならびに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合を除きます。

⑦ 資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

a. 為替変動リスク

<為替ヘッジなしコース>

主要投資対象とする外国投資信託の組入資産について、原則として為替取引を行いません。そのため、原資産通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

<円コース>

主要投資対象とする外国投資信託の組入資産について、原則として原資産通貨売り／円買いの為替取引により対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。

また、円金利が原資産通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

<各通貨コース（為替ヘッジなしコースおよび円コースを除く）>

主要投資対象とする外国投資信託の組入資産について、原則として原資産通貨売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、各通貨コースの対象通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

また、各通貨コースの対象通貨の金利が原資産通貨の金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

b. 価格変動リスク

実質的に投資しているリート等の価格は当該リート等が組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リート等の価格が上昇すればファンドの基準価額の上昇要因となり、リート等の価格が下落すればファンドの基準価額の下落要因となります。

c. 金利変動リスク

金利上昇時には実質的に投資しているリート等の配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リート等の価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リート等が資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リート等の価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

d. 信用リスク

実質的に投資しているリート等の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、リート等の価格が下落すれば、ファンドの基準価額の下落要因となります。

e. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、リート等は市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

f. カントリー・リスク

リート等の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・ 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・ 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・ 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・ 先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国のリート等への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

g. カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引（NDF）等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

h. その他の主な留意点

- （a）投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。その場合、より多くの銘柄に分散投資する投資信託と比べて、a. から g. までのリスクの影響が大きくなる可能性があります。
- （b）通貨コースによっては、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

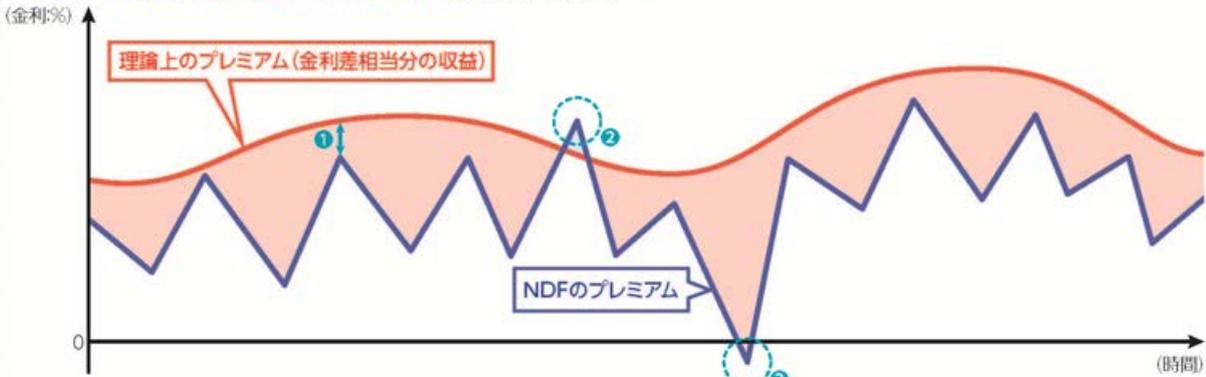
直物為替先渡取引(NDF)について

外国為替先渡取引の一種であり、対象通貨を用いた受渡しを行わずに、主に米ドルなど主要通貨による差金決済を相対で行う取引です。

- ・為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、外国為替取引に関する規制などで機動的に為替予約取引を行えないことがあり、NDFを活用する場合があります。
- ・NDFは、通常の為替予約取引とは異なり、当局による規制などにより裁定が働かない場合があります。そのため、需給や当該通貨に対する期待等により、NDFのプレミアム^{*1}が、取引時点における理論上のプレミアム(金利差相当分の収益)^{*2}から大きく乖離する場合があります。その場合、理論上のプレミアムから減少^①(増加^②)することや、NDFのプレミアムがマイナス^③となることがあります(費用の発生)。

*1 NDFのプレミアム=NDFを用いた為替取引によるプレミアム *2 理論上のプレミアム=為替取引による理論上のプレミアム

■ [NDFのプレミアム]と[理論上のプレミアム]との乖離イメージ



※上記は、理論上のプレミアムがある場合のイメージであり、すべての事象があてはまるとは限りません。また、将来の水準を予測、または示唆するものではありません。
 ※上記の要因以外でも、米ドルの短期金利が上昇した場合もしくは対象通貨の短期金利が低下した場合等には、NDFのプレミアムが減少したりマイナスとなることがあります。
 ※上記は、直物為替先渡取引(NDF)や為替市場に関する説明の一部であり、直物為替先渡取引(NDF)や為替市場についてすべてを網羅したものではありません。

- (c) 資産によって価格変動リスクが異なることから、通貨選択型投資信託においても、投資対象資産により、基準価額の変動の大きさが異なります。
- (d) 各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当該通貨コースは繰上償還されます。また、各通貨コースについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合または各通貨コースの受益権の総口数を合計した口数が50億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- (e) 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- (f) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
- (g) リート等の構造上のリスク
 - ・リート等が投資する不動産に関するリスク
 リート等が投資を行う不動産の特性(所在地、使用目的、権利関係など)や状況(稼働率、賃料水準など)に対する評価は、リート等の価格形成等に影響を与えることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合等には、リート等の価格が下落することがあります。
 - ・リート等の経営陣等に関するリスク
 リート等の経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リート等の収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリート等の価格形成等に影響を与えることがあります。
 - ・リート等の資金調達に関するリスク
 リート等は制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリート等は、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。
 - ・リート等の規模に関するリスク
 一般的にリート等の時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での

認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。

・リート等の規制環境に関するリスク

リート等に関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リート等の価格形成等に影響を与えることがあります。

- (h) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (i) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

為替ヘッジなしコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

円コース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

インド・ルピーコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

インドネシア・ルピアコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×3.30%(税抜3.00%)を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(自動けいぞくコース)があり、分配金再投資コース(自動けいぞくコース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

※換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

① a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.2430%(税抜1.1300%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.3500%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.7500%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0300%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

③ 前記のほかに各ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率*は、年率 1.9830%程度（税込）（年率 1.8700%程度（税抜））です。

* 前記の実質的な信託報酬率は、投資対象とする「アジア・リート・マスター・ファンド」における信託（管理）報酬率（運用報酬：年率 0.65%、管理費用：年率 0.09%程度）を含めた実質的な報酬率を算出したものです。ただし、管理費用には下限の金額が設定されており、投資信託証券の純資産総額等によっては、上記の実質的な信託報酬率を超える場合があります。

前記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等もファンドの信託財産から支弁されます。

なお、マネー・プール マザーファンドには、信託報酬はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとし、

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2022 年 12 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）】

（1）【投資状況】

令和 4 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	9,574,714,279	99.10
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	86,839,943	0.90
純資産総額		9,661,654,192	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 12 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （％）
ケイマン諸島	投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド (Local Currency クラス)	11,841,101,014	0.81	9,709,580,457	0.8086	9,574,714,279	99.10
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	1.0037	99,970	1.0037	99,970	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.10
親投資信託受益証券	0.00
合計	99.10

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成25年12月13日)	1,782,785,300	1,788,234,371	9,815	9,845
第2計算期間末日 (平成26年1月14日)	1,959,093,817	1,965,013,653	9,928	9,958
第3計算期間末日 (平成26年2月13日)	1,930,499,220	1,936,455,648	9,723	9,753
第4計算期間末日 (平成26年3月13日)	1,893,719,229	1,899,444,719	9,923	9,953
第5計算期間末日 (平成26年4月14日)	1,536,135,410	1,540,675,682	10,150	10,180
第6計算期間末日 (平成26年5月13日)	1,493,983,881	1,498,231,724	10,551	10,581
第7計算期間末日 (平成26年6月13日)	1,271,692,473	1,275,275,613	10,647	10,677
第8計算期間末日 (平成26年7月14日)	1,469,495,033	1,473,599,165	10,742	10,772
第9計算期間末日 (平成26年8月13日)	1,714,338,524	1,719,066,300	10,878	10,908
第10計算期間末日 (平成26年9月16日)	1,992,360,573	1,997,514,709	11,597	11,627
第11計算期間末日 (平成26年10月14日)	1,861,052,778	1,866,048,794	11,175	11,205
第12計算期間末日 (平成26年11月13日)	2,024,485,399	2,029,497,431	12,118	12,148
第13計算期間末日 (平成26年12月15日)	2,152,916,021	2,158,130,124	12,387	12,417
第14計算期間末日 (平成27年1月13日)	2,107,160,757	2,112,268,497	12,376	12,406
第15計算期間末日 (平成27年2月13日)	2,106,991,526	2,120,456,581	12,518	12,598
第16計算期間末日 (平成27年3月13日)	2,430,357,858	2,446,049,872	12,390	12,470
第17計算期間末日 (平成27年4月13日)	2,565,635,358	2,581,755,560	12,733	12,813
第18計算期間末日 (平成27年5月13日)	2,732,524,761	2,750,031,008	12,487	12,567
第19計算期間末日 (平成27年6月15日)	2,989,267,806	3,008,362,484	12,524	12,604
第20計算期間末日 (平成27年7月13日)	3,376,173,002	3,398,415,071	12,143	12,223
第21計算期間末日 (平成27年8月13日)	3,598,779,265	3,623,916,676	11,453	11,533
第22計算期間末日 (平成27年9月14日)	3,495,914,736	3,522,680,612	10,449	10,529
第23計算期間末日 (平成27年10月13日)	3,644,997,827	3,671,901,455	10,839	10,919
第24計算期間末日 (平成27年11月13日)	3,804,265,617	3,832,365,360	10,831	10,911
第25計算期間末日 (平成27年12月14日)	3,386,058,218	3,411,959,705	10,458	10,538
第26計算期間末日 (平成28年1月13日)	3,117,290,032	3,142,818,817	9,769	9,849
第27計算期間末日 (平成28年2月15日)	3,067,466,583	3,093,134,216	9,561	9,641
第28計算期間末日 (平成28年3月14日)	3,182,663,199	3,207,806,956	10,126	10,206
第29計算期間末日 (平成28年4月13日)	3,116,304,323	3,141,350,502	9,954	10,034
第30計算期間末日 (平成28年5月13日)	3,102,247,498	3,127,389,559	9,871	9,951
第31計算期間末日 (平成28年6月13日)	3,119,093,710	3,144,475,580	9,831	9,911
第32計算期間末日 (平成28年7月13日)	3,375,089,638	3,401,476,023	10,233	10,313

第 33 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 15 日)	3, 393, 304, 663	3, 420, 803, 934	9, 872	9, 952
第 34 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 13 日)	3, 588, 247, 473	3, 616, 675, 297	10, 098	10, 178
第 35 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 13 日)	3, 571, 902, 635	3, 601, 485, 488	9, 659	9, 739
第 36 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 14 日)	3, 588, 051, 573	3, 618, 230, 139	9, 512	9, 592
第 37 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 13 日)	3, 858, 459, 562	3, 889, 311, 471	10, 005	10, 085
第 38 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 13 日)	3, 752, 038, 658	3, 782, 524, 150	9, 846	9, 926
第 39 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 13 日)	3, 797, 402, 748	3, 827, 773, 798	10, 003	10, 083
第 40 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 13 日)	3, 844, 826, 913	3, 875, 966, 571	9, 878	9, 958
第 41 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 13 日)	3, 932, 167, 383	3, 963, 982, 955	9, 887	9, 967
第 42 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 15 日)	4, 005, 846, 235	4, 036, 926, 656	10, 311	10, 391
第 43 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 13 日)	3, 817, 382, 412	3, 846, 773, 109	10, 391	10, 471
第 44 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 13 日)	4, 335, 032, 776	4, 367, 585, 802	10, 653	10, 733
第 45 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 14 日)	4, 659, 735, 087	4, 694, 832, 512	10, 621	10, 701
第 46 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 13 日)	4, 607, 470, 773	4, 641, 667, 537	10, 779	10, 859
第 47 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 13 日)	4, 442, 430, 278	4, 475, 188, 339	10, 849	10, 929
第 48 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 13 日)	4, 444, 640, 217	4, 476, 369, 308	11, 206	11, 286
第 49 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 13 日)	4, 387, 818, 665	4, 418, 317, 054	11, 510	11, 590
第 50 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 15 日)	4, 334, 582, 850	4, 364, 460, 651	11, 606	11, 686
第 51 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 13 日)	3, 826, 070, 506	3, 855, 242, 655	10, 492	10, 572
第 52 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 13 日)	3, 682, 843, 400	3, 710, 779, 702	10, 546	10, 626
第 53 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 13 日)	3, 609, 194, 871	3, 636, 674, 179	10, 507	10, 587
第 54 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 14 日)	3, 584, 781, 309	3, 611, 966, 704	10, 549	10, 629
第 55 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 13 日)	3, 461, 052, 303	3, 487, 342, 120	10, 532	10, 612
第 56 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 13 日)	3, 260, 371, 809	3, 284, 990, 786	10, 595	10, 675
第 57 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 13 日)	3, 137, 717, 156	3, 161, 772, 750	10, 435	10, 515
第 58 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 13 日)	3, 060, 771, 450	3, 084, 530, 558	10, 306	10, 386
第 59 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 15 日)	3, 186, 534, 078	3, 212, 347, 719	9, 876	9, 956
第 60 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 13 日)	3, 578, 226, 672	3, 606, 854, 622	9, 999	10, 079
第 61 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 13 日)	4, 579, 979, 297	4, 615, 519, 208	10, 309	10, 389
第 62 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 15 日)	5, 227, 515, 488	5, 268, 909, 895	10, 103	10, 183
第 63 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 13 日)	11, 572, 620, 892	11, 659, 708, 194	10, 631	10, 711
第 64 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 13 日)	22, 258, 286, 877	22, 420, 984, 503	10, 945	11, 025
第 65 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 15 日)	22, 088, 418, 136	22, 247, 675, 480	11, 096	11, 176
第 66 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 13 日)	21, 360, 123, 402	21, 519, 206, 443	10, 742	10, 822
第 67 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 13 日)	21, 455, 614, 454	21, 613, 504, 414	10, 871	10, 951
第 68 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 16 日)	21, 487, 266, 411	21, 641, 338, 064	11, 157	11, 237
第 69 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 13 日)	19, 499, 695, 740	19, 649, 662, 809	10, 402	10, 482
第 70 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 13 日)	19, 822, 672, 477	19, 972, 031, 503	10, 617	10, 697
第 71 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 15 日)	19, 312, 271, 850	19, 458, 322, 862	10, 578	10, 658
第 72 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 13 日)	18, 111, 097, 791	18, 251, 457, 861	10, 323	10, 403
第 73 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 13 日)	17, 757, 880, 505	17, 894, 777, 033	10, 377	10, 457

第74 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 14 日)	17,723,059,081	17,856,958,903	10,589	10,669
第75 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 13 日)	16,638,076,229	16,765,137,167	10,476	10,556
第76 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 13 日)	13,663,388,386	13,786,042,703	8,912	8,992
第77 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 13 日)	11,830,458,832	11,951,602,648	7,813	7,893
第78 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 13 日)	11,964,550,049	12,039,139,776	8,020	8,070
第79 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 15 日)	11,922,177,669	11,992,358,176	8,494	8,544
第80 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 13 日)	10,896,241,242	10,960,858,603	8,431	8,481
第81 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 13 日)	10,187,004,813	10,247,788,724	8,380	8,430
第82 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 14 日)	9,616,220,654	9,673,614,435	8,377	8,427
第83 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 13 日)	9,196,320,619	9,251,900,780	8,273	8,323
第84 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 13 日)	8,959,614,162	9,013,466,184	8,319	8,369
第85 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 14 日)	8,767,325,692	8,819,647,357	8,378	8,428
第86 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 13 日)	8,793,272,298	8,844,025,410	8,663	8,713
第87 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 15 日)	8,273,597,178	8,322,484,325	8,462	8,512
第88 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 15 日)	8,403,013,372	8,451,484,832	8,668	8,718
第89 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 13 日)	8,909,663,739	8,959,717,248	8,900	8,950
第90 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 13 日)	9,312,697,633	9,364,859,478	8,927	8,977
第91 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 14 日)	10,957,674,200	11,017,118,044	9,217	9,267
第92 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 13 日)	11,899,288,308	11,963,580,670	9,254	9,304
第93 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 13 日)	11,937,616,858	12,002,891,057	9,144	9,194
第94 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 13 日)	11,684,797,536	11,749,699,402	9,002	9,052
第95 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 13 日)	11,506,523,538	11,571,067,257	8,914	8,964
第96 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 15 日)	11,489,760,604	11,552,269,478	9,191	9,241
第97 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 13 日)	10,887,224,525	10,948,961,701	8,817	8,867
第98 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 13 日)	10,790,342,293	10,851,635,359	8,802	8,852
第99 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 14 日)	10,763,324,042	10,823,789,824	8,900	8,950
第100 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 14 日)	10,520,928,362	10,581,322,787	8,710	8,760
第101 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 13 日)	11,061,609,994	11,119,915,572	9,486	9,536
第102 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 13 日)	10,309,409,568	10,366,713,912	8,995	9,045
第103 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 13 日)	11,381,576,186	11,440,401,242	9,674	9,724
第104 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 13 日)	11,038,138,465	11,096,577,642	9,444	9,494
第105 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 15 日)	11,201,611,322	11,259,007,230	9,758	9,808
第106 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 13 日)	11,420,847,259	11,478,510,122	9,903	9,953
第107 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 13 日)	9,954,717,249	10,011,902,137	8,704	8,754
第108 計算期間末日	(令和 4 年 11 月 14 日)	9,544,223,727	9,601,750,929	8,295	8,345
第109 計算期間末日	(令和 4 年 12 月 13 日)	9,998,947,132	10,057,300,321	8,568	8,618
	令和 3 年 12 月末日	11,108,033,768	—	9,065	—
	令和 4 年 1 月末日	10,282,693,533	—	8,542	—
	2 月末日	10,403,579,565	—	8,581	—
	3 月末日	11,339,358,279	—	9,481	—

4 月末日	11,010,146,560	—	9,590	—
5 月末日	10,770,393,347	—	9,220	—
6 月末日	11,369,647,457	—	9,729	—
7 月末日	11,300,444,080	—	9,669	—
8 月末日	11,166,400,024	—	9,584	—
9 月末日	10,063,273,691	—	8,789	—
10 月末日	9,823,700,209	—	8,569	—
11 月末日	10,115,787,972	—	8,618	—
12 月末日	9,661,654,192	—	8,398	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	30 円
第 2 計算期間	30 円
第 3 計算期間	30 円
第 4 計算期間	30 円
第 5 計算期間	30 円
第 6 計算期間	30 円
第 7 計算期間	30 円
第 8 計算期間	30 円
第 9 計算期間	30 円
第 10 計算期間	30 円
第 11 計算期間	30 円
第 12 計算期間	30 円
第 13 計算期間	30 円
第 14 計算期間	30 円
第 15 計算期間	80 円
第 16 計算期間	80 円
第 17 計算期間	80 円
第 18 計算期間	80 円
第 19 計算期間	80 円
第 20 計算期間	80 円
第 21 計算期間	80 円
第 22 計算期間	80 円
第 23 計算期間	80 円
第 24 計算期間	80 円
第 25 計算期間	80 円
第 26 計算期間	80 円
第 27 計算期間	80 円

第 28 計算期間	80 円
第 29 計算期間	80 円
第 30 計算期間	80 円
第 31 計算期間	80 円
第 32 計算期間	80 円
第 33 計算期間	80 円
第 34 計算期間	80 円
第 35 計算期間	80 円
第 36 計算期間	80 円
第 37 計算期間	80 円
第 38 計算期間	80 円
第 39 計算期間	80 円
第 40 計算期間	80 円
第 41 計算期間	80 円
第 42 計算期間	80 円
第 43 計算期間	80 円
第 44 計算期間	80 円
第 45 計算期間	80 円
第 46 計算期間	80 円
第 47 計算期間	80 円
第 48 計算期間	80 円
第 49 計算期間	80 円
第 50 計算期間	80 円
第 51 計算期間	80 円
第 52 計算期間	80 円
第 53 計算期間	80 円
第 54 計算期間	80 円
第 55 計算期間	80 円
第 56 計算期間	80 円
第 57 計算期間	80 円
第 58 計算期間	80 円
第 59 計算期間	80 円
第 60 計算期間	80 円
第 61 計算期間	80 円
第 62 計算期間	80 円
第 63 計算期間	80 円
第 64 計算期間	80 円
第 65 計算期間	80 円
第 66 計算期間	80 円
第 67 計算期間	80 円
第 68 計算期間	80 円

第 69 計算期間	80 円
第 70 計算期間	80 円
第 71 計算期間	80 円
第 72 計算期間	80 円
第 73 計算期間	80 円
第 74 計算期間	80 円
第 75 計算期間	80 円
第 76 計算期間	80 円
第 77 計算期間	80 円
第 78 計算期間	50 円
第 79 計算期間	50 円
第 80 計算期間	50 円
第 81 計算期間	50 円
第 82 計算期間	50 円
第 83 計算期間	50 円
第 84 計算期間	50 円
第 85 計算期間	50 円
第 86 計算期間	50 円
第 87 計算期間	50 円
第 88 計算期間	50 円
第 89 計算期間	50 円
第 90 計算期間	50 円
第 91 計算期間	50 円
第 92 計算期間	50 円
第 93 計算期間	50 円
第 94 計算期間	50 円
第 95 計算期間	50 円
第 96 計算期間	50 円
第 97 計算期間	50 円
第 98 計算期間	50 円
第 99 計算期間	50 円
第 100 計算期間	50 円
第 101 計算期間	50 円
第 102 計算期間	50 円
第 103 計算期間	50 円
第 104 計算期間	50 円
第 105 計算期間	50 円
第 106 計算期間	50 円
第 107 計算期間	50 円
第 108 計算期間	50 円
第 109 計算期間	50 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	△1.55
第 2 計算期間	1.45
第 3 計算期間	△1.76
第 4 計算期間	2.36
第 5 計算期間	2.58
第 6 計算期間	4.24
第 7 計算期間	1.19
第 8 計算期間	1.17
第 9 計算期間	1.54
第 10 計算期間	6.88
第 11 計算期間	△3.38
第 12 計算期間	8.70
第 13 計算期間	2.46
第 14 計算期間	0.15
第 15 計算期間	1.79
第 16 計算期間	△0.38
第 17 計算期間	3.41
第 18 計算期間	△1.30
第 19 計算期間	0.93
第 20 計算期間	△2.40
第 21 計算期間	△5.02
第 22 計算期間	△8.06
第 23 計算期間	4.49
第 24 計算期間	0.66
第 25 計算期間	△2.70
第 26 計算期間	△5.82
第 27 計算期間	△1.31
第 28 計算期間	6.74
第 29 計算期間	△0.90
第 30 計算期間	△0.03
第 31 計算期間	0.40
第 32 計算期間	4.90
第 33 計算期間	△2.74
第 34 計算期間	3.09
第 35 計算期間	△3.55
第 36 計算期間	△0.69
第 37 計算期間	6.02
第 38 計算期間	△0.78

第 39 計算期間	2.40
第 40 計算期間	△0.44
第 41 計算期間	0.90
第 42 計算期間	5.09
第 43 計算期間	1.55
第 44 計算期間	3.29
第 45 計算期間	0.45
第 46 計算期間	2.24
第 47 計算期間	1.39
第 48 計算期間	4.02
第 49 計算期間	3.42
第 50 計算期間	1.52
第 51 計算期間	△8.90
第 52 計算期間	1.27
第 53 計算期間	0.38
第 54 計算期間	1.16
第 55 計算期間	0.59
第 56 計算期間	1.35
第 57 計算期間	△0.75
第 58 計算期間	△0.46
第 59 計算期間	△3.39
第 60 計算期間	2.05
第 61 計算期間	3.90
第 62 計算期間	△1.22
第 63 計算期間	6.01
第 64 計算期間	3.70
第 65 計算期間	2.11
第 66 計算期間	△2.46
第 67 計算期間	1.94
第 68 計算期間	3.36
第 69 計算期間	△6.05
第 70 計算期間	2.83
第 71 計算期間	0.38
第 72 計算期間	△1.65
第 73 計算期間	1.29
第 74 計算期間	2.81
第 75 計算期間	△0.31
第 76 計算期間	△14.16
第 77 計算期間	△11.43
第 78 計算期間	3.28
第 79 計算期間	6.53

第 80 計算期間	△0.15
第 81 計算期間	△0.01
第 82 計算期間	0.56
第 83 計算期間	△0.64
第 84 計算期間	1.16
第 85 計算期間	1.31
第 86 計算期間	3.99
第 87 計算期間	△1.74
第 88 計算期間	3.02
第 89 計算期間	3.25
第 90 計算期間	0.86
第 91 計算期間	3.80
第 92 計算期間	0.94
第 93 計算期間	△0.64
第 94 計算期間	△1.00
第 95 計算期間	△0.42
第 96 計算期間	3.66
第 97 計算期間	△3.52
第 98 計算期間	0.39
第 99 計算期間	1.68
第 100 計算期間	△1.57
第 101 計算期間	9.48
第 102 計算期間	△4.64
第 103 計算期間	8.10
第 104 計算期間	△1.86
第 105 計算期間	3.85
第 106 計算期間	1.99
第 107 計算期間	△11.60
第 108 計算期間	△4.12
第 109 計算期間	3.89

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	1,835,746,549	19,389,240	1,816,357,309
第 2 計算期間	156,921,484	—	1,973,278,793
第 3 計算期間	58,334,897	46,137,552	1,985,476,138
第 4 計算期間	4,059,621	81,038,956	1,908,496,803
第 5 計算期間	71,482,873	466,555,453	1,513,424,223
第 6 計算期間	2,231,691	99,708,230	1,415,947,684

第 7 計算期間	25,262,720	246,830,318	1,194,380,086
第 8 計算期間	277,418,683	103,754,482	1,368,044,287
第 9 計算期間	241,417,411	33,536,040	1,575,925,658
第 10 計算期間	273,262,503	131,142,736	1,718,045,425
第 11 計算期間	250,897,647	303,604,288	1,665,338,784
第 12 計算期間	71,658,017	66,319,402	1,670,677,399
第 13 計算期間	217,885,180	150,527,987	1,738,034,592
第 14 計算期間	41,771,034	77,225,497	1,702,580,129
第 15 計算期間	169,080,155	188,528,392	1,683,131,892
第 16 計算期間	390,520,602	112,150,668	1,961,501,826
第 17 計算期間	234,668,811	181,145,287	2,015,025,350
第 18 計算期間	209,518,096	36,262,527	2,188,280,919
第 19 計算期間	290,653,771	92,099,864	2,386,834,826
第 20 計算期間	465,726,986	72,303,173	2,780,258,639
第 21 計算期間	426,117,151	64,199,330	3,142,176,460
第 22 計算期間	305,230,532	101,672,435	3,345,734,557
第 23 計算期間	60,700,423	43,481,394	3,362,953,586
第 24 計算期間	179,357,737	29,843,412	3,512,467,911
第 25 計算期間	51,067,345	325,849,362	3,237,685,894
第 26 計算期間	71,749,044	118,336,775	3,191,098,163
第 27 計算期間	55,557,113	38,201,042	3,208,454,234
第 28 計算期間	20,232,718	85,717,209	3,142,969,743
第 29 計算期間	73,887,791	86,085,149	3,130,772,385
第 30 計算期間	58,090,090	46,104,801	3,142,757,674
第 31 計算期間	147,149,268	117,173,108	3,172,733,834
第 32 計算期間	195,097,784	69,533,491	3,298,298,127
第 33 計算期間	228,621,404	89,510,620	3,437,408,911
第 34 計算期間	238,691,843	122,622,706	3,553,478,048
第 35 計算期間	200,406,611	56,027,971	3,697,856,688
第 36 計算期間	163,609,805	89,145,682	3,772,320,811
第 37 計算期間	134,371,302	50,203,461	3,856,488,652
第 38 計算期間	89,599,542	135,401,638	3,810,686,556
第 39 計算期間	185,848,483	200,153,737	3,796,381,302
第 40 計算期間	273,932,732	177,856,712	3,892,457,322
第 41 計算期間	253,811,211	169,321,938	3,976,946,595
第 42 計算期間	113,614,066	205,508,007	3,885,052,654
第 43 計算期間	180,498,339	391,713,846	3,673,837,147
第 44 計算期間	507,164,559	111,873,438	4,069,128,268
第 45 計算期間	553,007,581	234,957,661	4,387,178,188
第 46 計算期間	10,754,151	123,336,735	4,274,595,604
第 47 計算期間	9,943,022	189,780,985	4,094,757,641

第 48 計算期間	9,910,102	138,531,358	3,966,136,385
第 49 計算期間	8,826,431	162,664,102	3,812,298,714
第 50 計算期間	8,091,885	85,665,426	3,734,725,173
第 51 計算期間	15,252,060	103,458,561	3,646,518,672
第 52 計算期間	8,627,440	163,108,300	3,492,037,812
第 53 計算期間	8,127,674	65,251,942	3,434,913,544
第 54 計算期間	7,937,078	44,676,141	3,398,174,481
第 55 計算期間	7,828,145	119,775,426	3,286,227,200
第 56 計算期間	7,415,805	216,270,832	3,077,372,173
第 57 計算期間	6,909,945	77,332,835	3,006,949,283
第 58 計算期間	6,998,055	44,058,743	2,969,888,595
第 59 計算期間	371,001,744	114,185,131	3,226,705,208
第 60 計算期間	399,090,913	47,302,370	3,578,493,751
第 61 計算期間	863,995,164	—	4,442,488,915
第 62 計算期間	1,239,987,634	508,175,628	5,174,300,921
第 63 計算期間	5,727,524,825	15,912,882	10,885,912,864
第 64 計算期間	9,725,732,662	274,442,162	20,337,203,364
第 65 計算期間	51,447,141	481,482,488	19,907,168,017
第 66 計算期間	50,930,059	72,717,834	19,885,380,242
第 67 計算期間	44,500,229	193,635,455	19,736,245,016
第 68 計算期間	49,694,923	526,983,243	19,258,956,696
第 69 計算期間	36,878,852	549,951,869	18,745,883,679
第 70 計算期間	144,121,608	220,127,001	18,669,878,286
第 71 計算期間	42,097,346	455,599,095	18,256,376,537
第 72 計算期間	40,477,891	751,845,568	17,545,008,860
第 73 計算期間	42,634,085	475,576,880	17,112,066,065
第 74 計算期間	60,873,745	435,462,034	16,737,477,776
第 75 計算期間	33,816,378	888,676,831	15,882,617,323
第 76 計算期間	32,044,568	582,872,166	15,331,789,725
第 77 計算期間	44,446,353	233,259,013	15,142,977,065
第 78 計算期間	60,855,010	285,886,526	14,917,945,549
第 79 計算期間	31,384,369	913,228,505	14,036,101,413
第 80 計算期間	368,993,068	1,481,622,096	12,923,472,385
第 81 計算期間	85,013,995	851,704,049	12,156,782,331
第 82 計算期間	91,585,156	769,611,133	11,478,756,354
第 83 計算期間	25,299,828	388,023,891	11,116,032,291
第 84 計算期間	55,628,441	401,256,173	10,770,404,559
第 85 計算期間	107,866,303	413,937,670	10,464,333,192
第 86 計算期間	41,979,623	355,690,223	10,150,622,592
第 87 計算期間	155,649,082	528,842,200	9,777,429,474
第 88 計算期間	238,581,963	321,719,313	9,694,292,124

第 89 計算期間	811,633,081	495,223,274	10,010,701,931
第 90 計算期間	765,328,382	343,661,311	10,432,369,002
第 91 計算期間	1,615,331,126	158,931,321	11,888,768,807
第 92 計算期間	1,050,566,773	80,863,147	12,858,472,433
第 93 計算期間	637,456,007	441,088,474	13,054,839,966
第 94 計算期間	309,357,711	383,824,476	12,980,373,201
第 95 計算期間	193,610,430	265,239,823	12,908,743,808
第 96 計算期間	241,648,638	648,617,620	12,501,774,826
第 97 計算期間	281,700,770	436,040,385	12,347,435,211
第 98 計算期間	88,624,758	177,446,731	12,258,613,238
第 99 計算期間	197,632,721	363,089,492	12,093,156,467
第 100 計算期間	77,648,440	91,919,774	12,078,885,133
第 101 計算期間	121,457,970	539,227,351	11,661,115,752
第 102 計算期間	142,056,761	342,303,617	11,460,868,896
第 103 計算期間	436,722,212	132,579,722	11,765,011,386
第 104 計算期間	202,470,556	279,646,366	11,687,835,576
第 105 計算期間	81,660,503	290,314,344	11,479,181,735
第 106 計算期間	286,078,007	232,687,032	11,532,572,710
第 107 計算期間	169,336,168	264,931,209	11,436,977,669
第 108 計算期間	168,019,223	99,556,432	11,505,440,460
第 109 計算期間	341,933,836	176,736,309	11,670,637,987

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 12 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,139,168,588	99.00
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	21,487,305	1.00
純資産総額		2,160,755,863	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 12 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
------	----	-----	----	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

ケイマン諸島	投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド（JPYクラス）	4,024,776,271	0.52	2,092,883,660	0.5315	2,139,168,588	99.00
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	1.0037	99,970	1.0037	99,970	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.00
親投資信託受益証券	0.00
合計	99.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 12 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間末日 (平成 25 年 12 月 13 日)	270,730,811	271,447,785	9,440	9,465
第 2 計算期間末日 (平成 26 年 1 月 14 日)	273,018,646	273,735,743	9,518	9,543
第 3 計算期間末日 (平成 26 年 2 月 13 日)	286,434,096	287,189,843	9,475	9,500
第 4 計算期間末日 (平成 26 年 3 月 13 日)	283,177,541	283,910,248	9,662	9,687
第 5 計算期間末日 (平成 26 年 4 月 14 日)	288,024,872	288,757,944	9,823	9,848
第 6 計算期間末日 (平成 26 年 5 月 13 日)	298,540,648	299,273,833	10,180	10,205
第 7 計算期間末日 (平成 26 年 6 月 13 日)	302,294,666	303,029,813	10,280	10,305
第 8 計算期間末日 (平成 26 年 7 月 14 日)	315,176,857	315,933,907	10,408	10,433
第 9 計算期間末日 (平成 26 年 8 月 13 日)	152,648,979	153,013,521	10,469	10,494
第 10 計算期間末日 (平成 26 年 9 月 16 日)	155,337,331	155,702,036	10,648	10,673
第 11 計算期間末日 (平成 26 年 10 月 14 日)	166,886,825	167,294,180	10,242	10,267
第 12 計算期間末日 (平成 26 年 11 月 13 日)	171,518,282	171,925,910	10,519	10,544
第 13 計算期間末日 (平成 26 年 12 月 15 日)	169,564,426	169,964,230	10,603	10,628
第 14 計算期間末日 (平成 27 年 1 月 13 日)	170,842,912	171,242,922	10,677	10,702
第 15 計算期間末日 (平成 27 年 2 月 13 日)	101,732,014	102,104,794	10,916	10,956

第 16 計算期間末日	(平成 27 年 3 月 13 日)	84,949,108	85,266,413	10,709	10,749
第 17 計算期間末日	(平成 27 年 4 月 13 日)	185,078,761	185,751,754	11,000	11,040
第 18 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 13 日)	180,277,195	180,951,627	10,692	10,732
第 19 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 15 日)	250,025,454	250,977,525	10,504	10,544
第 20 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 13 日)	245,277,636	246,232,193	10,278	10,318
第 21 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 13 日)	235,225,348	236,175,226	9,905	9,945
第 22 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 14 日)	201,821,372	202,681,803	9,382	9,422
第 23 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 13 日)	218,669,029	219,574,284	9,662	9,702
第 24 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 13 日)	218,063,316	218,971,792	9,601	9,641
第 25 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 14 日)	219,301,303	220,233,519	9,410	9,450
第 26 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 13 日)	223,802,693	224,783,074	9,131	9,171
第 27 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 15 日)	225,952,075	226,936,433	9,182	9,222
第 28 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 14 日)	235,429,131	236,416,244	9,540	9,580
第 29 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 13 日)	292,174,507	293,382,334	9,676	9,716
第 30 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 13 日)	403,334,946	404,995,396	9,716	9,756
第 31 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 13 日)	676,690,786	679,460,349	9,773	9,813
第 32 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 13 日)	814,787,321	817,941,405	10,333	10,373
第 33 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 15 日)	999,929,853	1,003,806,552	10,317	10,357
第 34 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 13 日)	1,171,654,774	1,176,127,573	10,478	10,518
第 35 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 13 日)	1,388,857,577	1,394,372,252	10,074	10,114
第 36 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 14 日)	1,487,598,736	1,493,632,163	9,862	9,902
第 37 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 13 日)	1,472,196,727	1,478,287,985	9,668	9,708
第 38 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 13 日)	1,539,416,175	1,545,810,748	9,630	9,670
第 39 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 13 日)	1,729,327,129	1,736,365,909	9,827	9,867
第 40 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 13 日)	1,615,550,378	1,622,293,228	9,584	9,624
第 41 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 13 日)	1,724,585,509	1,731,483,185	10,001	10,041
第 42 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 15 日)	1,873,489,111	1,880,871,662	10,151	10,191
第 43 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 13 日)	2,035,395,572	2,043,181,658	10,457	10,497
第 44 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 13 日)	2,076,039,676	2,084,015,909	10,411	10,451
第 45 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 14 日)	2,195,774,726	2,204,003,564	10,674	10,714
第 46 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 13 日)	2,173,202,361	2,181,319,722	10,709	10,749
第 47 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 13 日)	2,103,306,673	2,111,231,750	10,616	10,656
第 48 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 13 日)	2,093,829,816	2,101,498,545	10,921	10,961
第 49 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 13 日)	2,099,475,993	2,106,992,455	11,173	11,213
第 50 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 15 日)	2,048,082,770	2,055,303,803	11,345	11,385
第 51 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 13 日)	1,746,005,657	1,752,629,756	10,543	10,583
第 52 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 13 日)	1,745,301,346	1,751,798,171	10,746	10,786
第 53 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 13 日)	1,631,212,612	1,637,339,463	10,650	10,690
第 54 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 14 日)	1,598,318,589	1,604,333,153	10,630	10,670
第 55 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 13 日)	1,553,458,748	1,559,352,482	10,543	10,583
第 56 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 13 日)	1,423,226,403	1,428,607,999	10,578	10,618

第 57 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 13 日)	1, 415, 381, 375	1, 420, 701, 116	10, 642	10, 682
第 58 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 13 日)	1, 317, 876, 663	1, 322, 894, 409	10, 506	10, 546
第 59 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 15 日)	1, 252, 701, 486	1, 257, 703, 115	10, 018	10, 058
第 60 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 13 日)	1, 247, 620, 016	1, 252, 597, 347	10, 026	10, 066
第 61 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 13 日)	1, 319, 629, 723	1, 324, 717, 871	10, 374	10, 414
第 62 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 15 日)	1, 331, 294, 252	1, 336, 364, 996	10, 502	10, 542
第 63 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 13 日)	2, 484, 861, 334	2, 493, 991, 315	10, 887	10, 927
第 64 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 13 日)	4, 642, 063, 238	4, 658, 741, 932	11, 133	11, 173
第 65 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 15 日)	4, 732, 273, 952	4, 749, 134, 035	11, 227	11, 267
第 66 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 13 日)	4, 689, 449, 551	4, 706, 227, 865	11, 180	11, 220
第 67 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 13 日)	4, 751, 731, 857	4, 768, 330, 101	11, 451	11, 491
第 68 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 16 日)	4, 849, 619, 796	4, 866, 087, 595	11, 780	11, 820
第 69 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 13 日)	4, 700, 519, 299	4, 717, 097, 727	11, 341	11, 381
第 70 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 13 日)	4, 416, 775, 344	4, 432, 309, 447	11, 373	11, 413
第 71 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 15 日)	3, 986, 277, 186	4, 000, 425, 597	11, 270	11, 310
第 72 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 13 日)	3, 776, 774, 767	3, 790, 648, 891	10, 889	10, 929
第 73 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 13 日)	3, 523, 533, 375	3, 536, 444, 204	10, 917	10, 957
第 74 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 14 日)	3, 487, 468, 707	3, 500, 068, 608	11, 071	11, 111
第 75 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 13 日)	3, 367, 363, 527	3, 379, 456, 145	11, 139	11, 179
第 76 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 13 日)	2, 918, 498, 267	2, 930, 140, 993	10, 027	10, 067
第 77 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 13 日)	2, 454, 520, 460	2, 466, 010, 885	8, 545	8, 585
第 78 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 13 日)	2, 516, 176, 751	2, 527, 528, 667	8, 866	8, 906
第 79 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 15 日)	2, 532, 472, 192	2, 543, 379, 840	9, 287	9, 327
第 80 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 13 日)	2, 459, 466, 972	2, 470, 127, 863	9, 228	9, 268
第 81 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 13 日)	2, 312, 558, 561	2, 322, 711, 588	9, 111	9, 151
第 82 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 14 日)	2, 282, 259, 854	2, 292, 228, 494	9, 158	9, 198
第 83 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 13 日)	2, 172, 861, 447	2, 182, 490, 055	9, 027	9, 067
第 84 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 13 日)	2, 061, 165, 534	2, 070, 223, 141	9, 102	9, 142
第 85 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 14 日)	1, 947, 199, 185	1, 955, 645, 675	9, 221	9, 261
第 86 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 13 日)	1, 980, 938, 067	1, 989, 302, 525	9, 473	9, 513
第 87 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 15 日)	1, 802, 053, 735	1, 809, 884, 429	9, 205	9, 245
第 88 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 15 日)	1, 877, 020, 112	1, 885, 223, 968	9, 152	9, 192
第 89 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 13 日)	2, 232, 876, 023	2, 242, 437, 844	9, 341	9, 381
第 90 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 13 日)	2, 533, 979, 892	2, 544, 844, 000	9, 330	9, 370
第 91 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 14 日)	2, 794, 816, 197	2, 806, 485, 477	9, 580	9, 620
第 92 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 13 日)	3, 244, 158, 017	3, 257, 535, 437	9, 700	9, 740
第 93 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 13 日)	3, 382, 818, 358	3, 396, 878, 197	9, 624	9, 664
第 94 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 13 日)	3, 294, 466, 741	3, 308, 436, 470	9, 433	9, 473
第 95 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 13 日)	3, 099, 255, 600	3, 112, 844, 024	9, 123	9, 163
第 96 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 15 日)	3, 219, 587, 888	3, 233, 334, 542	9, 368	9, 408
第 97 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 13 日)	2, 995, 744, 423	3, 008, 922, 853	9, 093	9, 133

第98 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 13 日)	2,910,019,413	2,923,113,061	8,890	8,930
第99 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 14 日)	2,825,906,866	2,838,645,222	8,874	8,914
第100 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 14 日)	2,777,841,784	2,790,593,285	8,714	8,754
第101 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 13 日)	2,923,432,003	2,936,584,395	8,891	8,931
第102 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 13 日)	2,765,681,794	2,778,882,055	8,381	8,421
第103 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 13 日)	2,849,501,158	2,862,797,064	8,573	8,613
第104 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 13 日)	2,626,208,858	2,638,866,774	8,299	8,339
第105 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 15 日)	2,653,244,771	2,665,614,253	8,580	8,620
第106 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 13 日)	2,500,268,181	2,512,385,072	8,254	8,294
第107 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 13 日)	2,176,015,524	2,188,147,433	7,175	7,215
第108 計算期間末日	(令和 4 年 11 月 14 日)	2,078,800,851	2,090,896,132	6,875	6,915
第109 計算期間末日	(令和 4 年 12 月 13 日)	2,092,239,285	2,103,956,004	7,143	7,183
	令和 3 年 12 月末日	3,017,315,216	—	9,160	—
	令和 4 年 1 月末日	2,750,591,721	—	8,637	—
	2 月末日	2,733,309,078	—	8,642	—
	3 月末日	2,830,735,088	—	9,055	—
	4 月末日	2,935,903,263	—	8,857	—
	5 月末日	2,847,570,972	—	8,541	—
	6 月末日	2,838,047,306	—	8,468	—
	7 月末日	2,696,920,943	—	8,506	—
	8 月末日	2,464,889,204	—	8,216	—
	9 月末日	2,216,226,788	—	7,361	—
	10 月末日	2,061,169,045	—	6,922	—
	11 月末日	2,118,966,754	—	7,234	—
	12 月末日	2,160,755,863	—	7,167	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第1 計算期間	25 円
第2 計算期間	25 円
第3 計算期間	25 円
第4 計算期間	25 円
第5 計算期間	25 円
第6 計算期間	25 円
第7 計算期間	25 円
第8 計算期間	25 円
第9 計算期間	25 円
第10 計算期間	25 円

第 11 計算期間	25 円
第 12 計算期間	25 円
第 13 計算期間	25 円
第 14 計算期間	25 円
第 15 計算期間	40 円
第 16 計算期間	40 円
第 17 計算期間	40 円
第 18 計算期間	40 円
第 19 計算期間	40 円
第 20 計算期間	40 円
第 21 計算期間	40 円
第 22 計算期間	40 円
第 23 計算期間	40 円
第 24 計算期間	40 円
第 25 計算期間	40 円
第 26 計算期間	40 円
第 27 計算期間	40 円
第 28 計算期間	40 円
第 29 計算期間	40 円
第 30 計算期間	40 円
第 31 計算期間	40 円
第 32 計算期間	40 円
第 33 計算期間	40 円
第 34 計算期間	40 円
第 35 計算期間	40 円
第 36 計算期間	40 円
第 37 計算期間	40 円
第 38 計算期間	40 円
第 39 計算期間	40 円
第 40 計算期間	40 円
第 41 計算期間	40 円
第 42 計算期間	40 円
第 43 計算期間	40 円
第 44 計算期間	40 円
第 45 計算期間	40 円
第 46 計算期間	40 円
第 47 計算期間	40 円
第 48 計算期間	40 円
第 49 計算期間	40 円
第 50 計算期間	40 円
第 51 計算期間	40 円

第 52 計算期間	40 円
第 53 計算期間	40 円
第 54 計算期間	40 円
第 55 計算期間	40 円
第 56 計算期間	40 円
第 57 計算期間	40 円
第 58 計算期間	40 円
第 59 計算期間	40 円
第 60 計算期間	40 円
第 61 計算期間	40 円
第 62 計算期間	40 円
第 63 計算期間	40 円
第 64 計算期間	40 円
第 65 計算期間	40 円
第 66 計算期間	40 円
第 67 計算期間	40 円
第 68 計算期間	40 円
第 69 計算期間	40 円
第 70 計算期間	40 円
第 71 計算期間	40 円
第 72 計算期間	40 円
第 73 計算期間	40 円
第 74 計算期間	40 円
第 75 計算期間	40 円
第 76 計算期間	40 円
第 77 計算期間	40 円
第 78 計算期間	40 円
第 79 計算期間	40 円
第 80 計算期間	40 円
第 81 計算期間	40 円
第 82 計算期間	40 円
第 83 計算期間	40 円
第 84 計算期間	40 円
第 85 計算期間	40 円
第 86 計算期間	40 円
第 87 計算期間	40 円
第 88 計算期間	40 円
第 89 計算期間	40 円
第 90 計算期間	40 円
第 91 計算期間	40 円
第 92 計算期間	40 円

第 93 計算期間	40 円
第 94 計算期間	40 円
第 95 計算期間	40 円
第 96 計算期間	40 円
第 97 計算期間	40 円
第 98 計算期間	40 円
第 99 計算期間	40 円
第 100 計算期間	40 円
第 101 計算期間	40 円
第 102 計算期間	40 円
第 103 計算期間	40 円
第 104 計算期間	40 円
第 105 計算期間	40 円
第 106 計算期間	40 円
第 107 計算期間	40 円
第 108 計算期間	40 円
第 109 計算期間	40 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	△5.35
第 2 計算期間	1.09
第 3 計算期間	△0.18
第 4 計算期間	2.23
第 5 計算期間	1.92
第 6 計算期間	3.88
第 7 計算期間	1.22
第 8 計算期間	1.48
第 9 計算期間	0.82
第 10 計算期間	1.94
第 11 計算期間	△3.57
第 12 計算期間	2.94
第 13 計算期間	1.03
第 14 計算期間	0.93
第 15 計算期間	2.61
第 16 計算期間	△1.52
第 17 計算期間	3.09
第 18 計算期間	△2.43
第 19 計算期間	△1.38
第 20 計算期間	△1.77

第 21 計算期間	△3. 23
第 22 計算期間	△4. 87
第 23 計算期間	3. 41
第 24 計算期間	△0. 21
第 25 計算期間	△1. 57
第 26 計算期間	△2. 53
第 27 計算期間	0. 99
第 28 計算期間	4. 33
第 29 計算期間	1. 84
第 30 計算期間	0. 82
第 31 計算期間	0. 99
第 32 計算期間	6. 13
第 33 計算期間	0. 23
第 34 計算期間	1. 94
第 35 計算期間	△3. 47
第 36 計算期間	△1. 70
第 37 計算期間	△1. 56
第 38 計算期間	0. 02
第 39 計算期間	2. 46
第 40 計算期間	△2. 06
第 41 計算期間	4. 76
第 42 計算期間	1. 89
第 43 計算期間	3. 40
第 44 計算期間	△0. 05
第 45 計算期間	2. 91
第 46 計算期間	0. 70
第 47 計算期間	△0. 49
第 48 計算期間	3. 24
第 49 計算期間	2. 67
第 50 計算期間	1. 89
第 51 計算期間	△6. 71
第 52 計算期間	2. 30
第 53 計算期間	△0. 52
第 54 計算期間	0. 18
第 55 計算期間	△0. 44
第 56 計算期間	0. 71
第 57 計算期間	0. 98
第 58 計算期間	△0. 90
第 59 計算期間	△4. 26
第 60 計算期間	0. 47
第 61 計算期間	3. 86

第 62 計算期間	1. 61
第 63 計算期間	4. 04
第 64 計算期間	2. 62
第 65 計算期間	1. 20
第 66 計算期間	△0. 06
第 67 計算期間	2. 78
第 68 計算期間	3. 22
第 69 計算期間	△3. 38
第 70 計算期間	0. 63
第 71 計算期間	△0. 55
第 72 計算期間	△3. 02
第 73 計算期間	0. 62
第 74 計算期間	1. 77
第 75 計算期間	0. 97
第 76 計算期間	△9. 62
第 77 計算期間	△14. 38
第 78 計算期間	4. 22
第 79 計算期間	5. 19
第 80 計算期間	△0. 20
第 81 計算期間	△0. 83
第 82 計算期間	0. 95
第 83 計算期間	△0. 99
第 84 計算期間	1. 27
第 85 計算期間	1. 74
第 86 計算期間	3. 16
第 87 計算期間	△2. 40
第 88 計算期間	△0. 14
第 89 計算期間	2. 50
第 90 計算期間	0. 31
第 91 計算期間	3. 10
第 92 計算期間	1. 67
第 93 計算期間	△0. 37
第 94 計算期間	△1. 56
第 95 計算期間	△2. 86
第 96 計算期間	3. 12
第 97 計算期間	△2. 50
第 98 計算期間	△1. 79
第 99 計算期間	0. 26
第 100 計算期間	△1. 35
第 101 計算期間	2. 49
第 102 計算期間	△5. 28

第 103 計算期間	2. 76
第 104 計算期間	△2. 72
第 105 計算期間	3. 86
第 106 計算期間	△3. 33
第 107 計算期間	△12. 58
第 108 計算期間	△3. 62
第 109 計算期間	4. 48

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	286, 789, 726	—	286, 789, 726
第 2 計算期間	49, 228	—	286, 838, 954
第 3 計算期間	15, 460, 072	—	302, 299, 026
第 4 計算期間	10, 206, 058	19, 422, 258	293, 082, 826
第 5 計算期間	146, 261	—	293, 229, 087
第 6 計算期間	45, 241	—	293, 274, 328
第 7 計算期間	784, 531	—	294, 058, 859
第 8 計算期間	8, 761, 499	—	302, 820, 358
第 9 計算期間	61, 996, 560	219, 000, 000	145, 816, 918
第 10 計算期間	194, 347	128, 897	145, 882, 368
第 11 計算期間	17, 813, 502	753, 771	162, 942, 099
第 12 計算期間	109, 285	—	163, 051, 384
第 13 計算期間	16, 198, 311	19, 328, 073	159, 921, 622
第 14 計算期間	132, 380	49, 883	160, 004, 119
第 15 計算期間	470, 293	67, 279, 308	93, 195, 104
第 16 計算期間	4, 664, 965	18, 533, 727	79, 326, 342
第 17 計算期間	88, 921, 941	—	168, 248, 283
第 18 計算期間	409, 856	50, 000	168, 608, 139
第 19 計算期間	79, 400, 527	9, 990, 881	238, 017, 785
第 20 計算期間	621, 557	—	238, 639, 342
第 21 計算期間	16, 520, 171	17, 689, 914	237, 469, 599
第 22 計算期間	1, 762, 129	24, 123, 848	215, 107, 880
第 23 計算期間	11, 257, 290	51, 269	226, 313, 901
第 24 計算期間	805, 266	—	227, 119, 167
第 25 計算期間	5, 955, 288	20, 388	233, 054, 067
第 26 計算期間	12, 041, 811	404	245, 095, 474
第 27 計算期間	1, 015, 083	21, 044	246, 089, 513
第 28 計算期間	782, 221	93, 236	246, 778, 498
第 29 計算期間	55, 178, 500	—	301, 956, 998

第 30 計算期間	113,205,626	50,099	415,112,525
第 31 計算期間	281,224,197	3,945,747	692,390,975
第 32 計算期間	146,806,790	50,676,670	788,521,095
第 33 計算期間	191,068,534	10,414,737	969,174,892
第 34 計算期間	251,432,400	102,407,353	1,118,199,939
第 35 計算期間	261,908,512	1,439,616	1,378,668,835
第 36 計算期間	154,546,393	24,858,415	1,508,356,813
第 37 計算期間	69,506,848	55,049,008	1,522,814,653
第 38 計算期間	77,686,383	1,857,564	1,598,643,472
第 39 計算期間	211,829,179	50,777,557	1,759,695,094
第 40 計算期間	23,249,905	97,232,420	1,685,712,579
第 41 計算期間	67,870,419	29,163,961	1,724,419,037
第 42 計算期間	165,270,958	44,052,007	1,845,637,988
第 43 計算期間	250,967,012	150,083,279	1,946,521,721
第 44 計算期間	163,993,888	116,457,152	1,994,058,457
第 45 計算期間	103,939,326	40,788,196	2,057,209,587
第 46 計算期間	3,361,704	31,231,008	2,029,340,283
第 47 計算期間	3,350,802	51,421,761	1,981,269,324
第 48 計算期間	3,352,259	67,439,274	1,917,182,309
第 49 計算期間	3,221,105	41,287,702	1,879,115,712
第 50 計算期間	3,112,361	76,969,650	1,805,258,423
第 51 計算期間	2,907,552	152,141,013	1,656,024,962
第 52 計算期間	6,056,689	37,875,340	1,624,206,311
第 53 計算期間	2,801,461	95,294,833	1,531,712,939
第 54 計算期間	2,612,918	30,684,782	1,503,641,075
第 55 計算期間	2,590,772	32,798,279	1,473,433,568
第 56 計算期間	2,563,386	130,597,765	1,345,399,189
第 57 計算期間	2,158,992	17,622,931	1,329,935,250
第 58 計算期間	10,780,516	86,279,105	1,254,436,661
第 59 計算期間	22,384,051	26,413,242	1,250,407,470
第 60 計算期間	8,637,025	14,711,595	1,244,332,900
第 61 計算期間	51,499,196	23,795,001	1,272,037,095
第 62 計算期間	124,247,197	128,598,181	1,267,686,111
第 63 計算期間	1,014,868,877	59,570	2,282,495,418
第 64 計算期間	1,894,249,035	7,070,917	4,169,673,536
第 65 計算期間	55,209,516	9,862,200	4,215,020,852
第 66 計算期間	5,863,050	26,305,303	4,194,578,599
第 67 計算期間	35,787,185	80,804,645	4,149,561,139
第 68 計算期間	148,187,954	180,799,137	4,116,949,956
第 69 計算期間	74,275,865	46,618,689	4,144,607,132
第 70 計算期間	8,903,711	269,984,894	3,883,525,949

第 71 計算期間	7,316,367	353,739,520	3,537,102,796
第 72 計算期間	4,427,640	72,999,406	3,468,531,030
第 73 計算期間	4,851,631	245,675,337	3,227,707,324
第 74 計算期間	4,264,909	81,996,798	3,149,975,435
第 75 計算期間	11,202,634	138,023,459	3,023,154,610
第 76 計算期間	3,778,710	116,251,733	2,910,681,587
第 77 計算期間	7,561,204	45,636,323	2,872,606,468
第 78 計算期間	5,713,301	40,340,658	2,837,979,111
第 79 計算期間	5,422,623	116,489,594	2,726,912,140
第 80 計算期間	59,942,911	121,632,141	2,665,222,910
第 81 計算期間	13,316,178	140,282,259	2,538,256,829
第 82 計算期間	90,583,829	136,680,608	2,492,160,050
第 83 計算期間	8,513,795	93,521,618	2,407,152,227
第 84 計算期間	26,608,438	169,358,902	2,264,401,763
第 85 計算期間	31,642,724	184,421,840	2,111,622,647
第 86 計算期間	8,173,426	28,681,474	2,091,114,599
第 87 計算期間	3,870,533	137,311,617	1,957,673,515
第 88 計算期間	161,529,549	68,238,889	2,050,964,175
第 89 計算期間	346,519,407	7,028,178	2,390,455,404
第 90 計算期間	386,612,400	61,040,613	2,716,027,191
第 91 計算期間	232,865,266	31,572,263	2,917,320,194
第 92 計算期間	443,674,486	16,639,566	3,344,355,114
第 93 計算期間	230,944,637	60,339,947	3,514,959,804
第 94 計算期間	38,634,946	61,162,411	3,492,432,339
第 95 計算期間	18,824,717	114,150,951	3,397,106,105
第 96 計算期間	175,563,737	136,006,286	3,436,663,556
第 97 計算期間	97,640,054	239,695,873	3,294,607,737
第 98 計算期間	44,312,181	65,507,692	3,273,412,226
第 99 計算期間	37,264,782	126,087,936	3,184,589,072
第 100 計算期間	49,894,444	46,608,113	3,187,875,403
第 101 計算期間	187,914,408	87,691,685	3,288,098,126
第 102 計算期間	68,147,683	56,180,539	3,300,065,270
第 103 計算期間	122,367,765	98,456,502	3,323,976,533
第 104 計算期間	32,757,919	192,255,259	3,164,479,193
第 105 計算期間	15,532,318	87,641,000	3,092,370,511
第 106 計算期間	38,531,056	101,678,627	3,029,222,940
第 107 計算期間	59,681,928	55,927,590	3,032,977,278
第 108 計算期間	84,220,774	93,377,563	3,023,820,489
第 109 計算期間	36,304,464	130,945,198	2,929,179,755

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 12 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	31,728,591,404	99.00
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	321,564,910	1.00
純資産総額		32,050,256,284	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 12 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	アジア・リート・マスター・ファン ド (INRクラス)	62,593,393,972	0.52	32,548,564,865	0.5069	31,728,591,404	99.00
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	1.0037	99,970	1.0037	99,970	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.00
親投資信託受益証券	0.00
合計	99.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 12 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成25年12月13日)	118,374,193	119,539,509	10,158	10,258
第2計算期間末日 (平成26年1月14日)	121,051,509	122,225,906	10,308	10,408
第3計算期間末日 (平成26年2月13日)	118,446,161	119,622,666	10,068	10,168
第4計算期間末日 (平成26年3月13日)	122,501,430	123,680,445	10,390	10,490
第5計算期間末日 (平成26年4月14日)	167,524,903	169,104,299	10,607	10,707
第6計算期間末日 (平成26年5月13日)	95,768,458	96,632,411	11,085	11,185
第7計算期間末日 (平成26年6月13日)	70,691,796	71,318,742	11,276	11,376
第8計算期間末日 (平成26年7月14日)	445,952,828	449,965,848	11,113	11,213
第9計算期間末日 (平成26年8月13日)	1,306,706,239	1,318,567,589	11,017	11,117
第10計算期間末日 (平成26年9月16日)	1,748,569,414	1,763,370,668	11,814	11,914
第11計算期間末日 (平成26年10月14日)	2,405,133,041	2,426,434,668	11,291	11,391
第12計算期間末日 (平成26年11月13日)	2,675,877,732	2,697,659,404	12,285	12,385
第13計算期間末日 (平成26年12月15日)	2,990,838,753	3,014,659,549	12,556	12,656
第14計算期間末日 (平成27年1月13日)	3,132,295,603	3,157,046,610	12,655	12,755
第15計算期間末日 (平成27年2月13日)	3,270,775,405	3,313,794,647	12,925	13,095
第16計算期間末日 (平成27年3月13日)	3,954,507,771	4,007,065,204	12,791	12,961
第17計算期間末日 (平成27年4月13日)	5,358,575,985	5,428,632,961	13,003	13,173
第18計算期間末日 (平成27年5月13日)	5,611,991,644	5,690,615,313	12,134	12,304
第19計算期間末日 (平成27年6月15日)	6,411,690,858	6,500,949,854	12,212	12,382
第20計算期間末日 (平成27年7月13日)	6,430,837,830	6,522,354,868	11,946	12,116
第21計算期間末日 (平成27年8月13日)	7,709,973,935	7,825,851,890	11,311	11,481
第22計算期間末日 (平成27年9月14日)	7,092,365,167	7,211,894,715	10,087	10,257
第23計算期間末日 (平成27年10月13日)	7,374,134,427	7,492,965,328	10,549	10,719
第24計算期間末日 (平成27年11月13日)	7,314,171,234	7,434,015,455	10,375	10,545
第25計算期間末日 (平成27年12月14日)	7,174,772,514	7,298,499,377	9,858	10,028
第26計算期間末日 (平成28年1月13日)	6,851,368,682	6,977,180,716	9,258	9,428
第27計算期間末日 (平成28年2月15日)	6,376,750,769	6,502,302,218	8,634	8,804
第28計算期間末日 (平成28年3月14日)	6,787,413,805	6,914,491,457	9,080	9,250
第29計算期間末日 (平成28年4月13日)	6,901,096,416	7,033,888,653	8,835	9,005
第30計算期間末日 (平成28年5月13日)	7,540,009,792	7,685,994,413	8,780	8,950
第31計算期間末日 (平成28年6月13日)	7,875,369,273	8,031,234,780	8,590	8,760
第32計算期間末日 (平成28年7月13日)	8,437,361,541	8,600,655,680	8,784	8,954
第33計算期間末日 (平成28年8月15日)	8,900,565,365	9,080,058,483	8,430	8,600
第34計算期間末日 (平成28年9月13日)	10,548,516,255	10,756,192,591	8,635	8,805
第35計算期間末日 (平成28年10月13日)	12,674,267,459	12,932,999,872	8,328	8,498
第36計算期間末日 (平成28年11月14日)	15,284,345,348	15,599,726,572	8,239	8,409
第37計算期間末日 (平成28年12月13日)	18,386,080,851	18,751,722,965	8,548	8,718
第38計算期間末日 (平成29年1月13日)	21,536,678,652	21,980,033,944	8,258	8,428

第 39 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 13 日)	27,461,039,639	28,014,472,166	8,435	8,605
第 40 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 13 日)	32,402,059,190	33,070,424,373	8,242	8,412
第 41 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 13 日)	43,782,727,846	44,675,342,528	8,338	8,508
第 42 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 15 日)	65,696,344,983	66,600,889,193	8,716	8,836
第 43 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 13 日)	84,960,931,441	86,140,337,331	8,644	8,764
第 44 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 13 日)	111,336,449,952	112,856,182,452	8,791	8,911
第 45 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 14 日)	129,876,529,790	131,660,507,722	8,736	8,856
第 46 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 13 日)	128,442,414,705	130,202,945,117	8,755	8,875
第 47 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 13 日)	125,922,342,127	127,663,991,772	8,676	8,796
第 48 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 13 日)	127,516,582,145	129,226,058,700	8,951	9,071
第 49 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 13 日)	129,042,248,724	130,718,581,028	9,237	9,357
第 50 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 15 日)	126,808,184,028	128,450,528,510	9,265	9,385
第 51 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 13 日)	110,111,334,322	111,713,482,626	8,247	8,367
第 52 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 13 日)	104,986,449,947	106,539,896,716	8,110	8,230
第 53 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 13 日)	100,521,917,060	102,032,452,795	7,986	8,106
第 54 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 14 日)	96,286,656,409	97,750,403,455	7,894	8,014
第 55 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 13 日)	92,860,784,319	94,284,066,246	7,829	7,949
第 56 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 13 日)	89,141,730,162	90,505,844,512	7,842	7,962
第 57 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 13 日)	84,235,794,441	85,550,777,931	7,687	7,807
第 58 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 13 日)	75,713,695,599	76,971,318,996	7,224	7,344
第 59 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 15 日)	70,347,495,795	71,596,043,727	6,761	6,881
第 60 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 13 日)	72,185,153,157	73,436,787,880	6,921	7,041
第 61 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 13 日)	75,542,228,504	76,816,550,761	7,114	7,234
第 62 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 15 日)	77,493,657,039	78,821,645,863	7,002	7,122
第 63 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 13 日)	98,809,234,500	100,427,741,172	7,326	7,446
第 64 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 13 日)	133,725,750,398	135,835,005,881	7,608	7,728
第 65 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 15 日)	134,316,891,555	136,402,674,683	7,728	7,848
第 66 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 13 日)	127,778,296,319	129,845,778,518	7,416	7,536
第 67 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 13 日)	128,385,732,000	130,431,343,118	7,531	7,651
第 68 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 16 日)	130,179,665,134	132,195,520,765	7,749	7,869
第 69 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 13 日)	117,499,774,825	119,495,311,431	7,066	7,186
第 70 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 13 日)	116,886,343,946	118,862,684,562	7,097	7,217
第 71 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 15 日)	114,451,755,906	116,401,412,723	7,044	7,164
第 72 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 13 日)	108,352,191,905	110,280,486,638	6,743	6,863
第 73 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 13 日)	105,373,111,502	107,243,388,645	6,761	6,881
第 74 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 14 日)	103,827,598,072	105,661,815,627	6,793	6,913
第 75 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 13 日)	99,960,187,497	101,735,879,002	6,755	6,875
第 76 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 13 日)	79,603,326,430	81,328,032,776	5,539	5,659
第 77 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 13 日)	66,762,938,996	68,460,733,403	4,719	4,839
第 78 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 13 日)	68,334,589,992	69,314,541,202	4,881	4,951
第 79 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 15 日)	66,860,654,796	67,784,243,205	5,067	5,137

第 80 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 13 日)	63,572,730,174	64,452,501,591	5,058	5,128
第 81 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 13 日)	59,405,397,217	60,244,079,940	4,958	5,028
第 82 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 14 日)	57,734,362,983	58,541,632,189	5,006	5,076
第 83 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 13 日)	55,020,024,139	55,804,708,745	4,908	4,978
第 84 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 13 日)	51,247,428,801	51,996,044,423	4,792	4,862
第 85 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 14 日)	49,661,322,174	50,380,881,732	4,831	4,901
第 86 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 13 日)	49,805,437,211	50,507,402,234	4,967	5,037
第 87 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 15 日)	47,439,429,775	48,124,858,883	4,845	4,915
第 88 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 15 日)	49,052,028,552	49,739,722,058	4,993	5,063
第 89 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 13 日)	48,787,093,012	49,475,441,663	4,961	5,031
第 90 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 13 日)	49,124,961,385	49,807,259,582	5,040	5,110
第 91 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 14 日)	50,789,364,918	51,472,928,778	5,201	5,271
第 92 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 13 日)	50,135,542,628	50,816,661,286	5,153	5,223
第 93 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 13 日)	49,266,155,351	49,940,990,437	5,110	5,180
第 94 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 13 日)	47,649,988,215	48,316,620,767	5,004	5,074
第 95 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 13 日)	45,376,867,513	46,033,688,890	4,836	4,906
第 96 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 15 日)	46,384,703,404	47,031,210,690	5,022	5,092
第 97 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 13 日)	42,765,693,637	43,398,649,552	4,730	4,800
第 98 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 13 日)	42,521,705,420	43,145,863,057	4,769	4,839
第 99 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 14 日)	41,580,885,752	42,198,881,808	4,710	4,780
第 100 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 14 日)	39,884,002,584	40,500,951,464	4,525	4,595
第 101 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 13 日)	43,227,019,020	43,839,266,719	4,942	5,012
第 102 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 13 日)	40,675,806,954	41,286,399,453	4,663	4,733
第 103 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 13 日)	43,246,217,435	43,859,519,459	4,936	5,006
第 104 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 13 日)	41,321,865,018	41,933,435,144	4,730	4,800
第 105 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 15 日)	41,932,742,347	42,326,538,762	4,792	4,837
第 106 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 13 日)	42,549,787,631	42,938,839,075	4,922	4,967
第 107 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 13 日)	36,529,635,789	36,915,852,851	4,256	4,301
第 108 計算期間末日	(令和 4 年 11 月 14 日)	33,526,108,926	33,906,027,803	3,971	4,016
第 109 計算期間末日	(令和 4 年 12 月 13 日)	33,186,660,262	33,562,257,783	3,976	4,021
	令和 3 年 12 月末日	43,883,696,431	—	4,906	—
	令和 4 年 1 月末日	40,765,060,365	—	4,588	—
	2 月末日	40,229,954,972	—	4,555	—
	3 月末日	43,639,178,068	—	4,961	—
	4 月末日	43,805,182,961	—	5,029	—
	5 月末日	41,288,031,745	—	4,715	—
	6 月末日	42,918,925,386	—	4,913	—
	7 月末日	41,824,121,178	—	4,781	—
	8 月末日	41,496,389,259	—	4,791	—

9 月末日	37,380,357,816	—	4,334	—
10 月末日	35,065,477,254	—	4,138	—
11 月末日	34,417,169,037	—	4,103	—
12 月末日	32,050,256,284	—	3,869	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	100 円
第 2 計算期間	100 円
第 3 計算期間	100 円
第 4 計算期間	100 円
第 5 計算期間	100 円
第 6 計算期間	100 円
第 7 計算期間	100 円
第 8 計算期間	100 円
第 9 計算期間	100 円
第 10 計算期間	100 円
第 11 計算期間	100 円
第 12 計算期間	100 円
第 13 計算期間	100 円
第 14 計算期間	100 円
第 15 計算期間	170 円
第 16 計算期間	170 円
第 17 計算期間	170 円
第 18 計算期間	170 円
第 19 計算期間	170 円
第 20 計算期間	170 円
第 21 計算期間	170 円
第 22 計算期間	170 円
第 23 計算期間	170 円
第 24 計算期間	170 円
第 25 計算期間	170 円
第 26 計算期間	170 円
第 27 計算期間	170 円
第 28 計算期間	170 円
第 29 計算期間	170 円
第 30 計算期間	170 円
第 31 計算期間	170 円
第 32 計算期間	170 円
第 33 計算期間	170 円

第 34 計算期間	170 円
第 35 計算期間	170 円
第 36 計算期間	170 円
第 37 計算期間	170 円
第 38 計算期間	170 円
第 39 計算期間	170 円
第 40 計算期間	170 円
第 41 計算期間	170 円
第 42 計算期間	120 円
第 43 計算期間	120 円
第 44 計算期間	120 円
第 45 計算期間	120 円
第 46 計算期間	120 円
第 47 計算期間	120 円
第 48 計算期間	120 円
第 49 計算期間	120 円
第 50 計算期間	120 円
第 51 計算期間	120 円
第 52 計算期間	120 円
第 53 計算期間	120 円
第 54 計算期間	120 円
第 55 計算期間	120 円
第 56 計算期間	120 円
第 57 計算期間	120 円
第 58 計算期間	120 円
第 59 計算期間	120 円
第 60 計算期間	120 円
第 61 計算期間	120 円
第 62 計算期間	120 円
第 63 計算期間	120 円
第 64 計算期間	120 円
第 65 計算期間	120 円
第 66 計算期間	120 円
第 67 計算期間	120 円
第 68 計算期間	120 円
第 69 計算期間	120 円
第 70 計算期間	120 円
第 71 計算期間	120 円
第 72 計算期間	120 円
第 73 計算期間	120 円
第 74 計算期間	120 円

第 75 計算期間	120 円
第 76 計算期間	120 円
第 77 計算期間	120 円
第 78 計算期間	70 円
第 79 計算期間	70 円
第 80 計算期間	70 円
第 81 計算期間	70 円
第 82 計算期間	70 円
第 83 計算期間	70 円
第 84 計算期間	70 円
第 85 計算期間	70 円
第 86 計算期間	70 円
第 87 計算期間	70 円
第 88 計算期間	70 円
第 89 計算期間	70 円
第 90 計算期間	70 円
第 91 計算期間	70 円
第 92 計算期間	70 円
第 93 計算期間	70 円
第 94 計算期間	70 円
第 95 計算期間	70 円
第 96 計算期間	70 円
第 97 計算期間	70 円
第 98 計算期間	70 円
第 99 計算期間	70 円
第 100 計算期間	70 円
第 101 計算期間	70 円
第 102 計算期間	70 円
第 103 計算期間	70 円
第 104 計算期間	70 円
第 105 計算期間	45 円
第 106 計算期間	45 円
第 107 計算期間	45 円
第 108 計算期間	45 円
第 109 計算期間	45 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	2.58
第 2 計算期間	2.46

第 3 計算期間	△1.35
第 4 計算期間	4.19
第 5 計算期間	3.05
第 6 計算期間	5.44
第 7 計算期間	2.62
第 8 計算期間	△0.55
第 9 計算期間	0.03
第 10 計算期間	8.14
第 11 計算期間	△3.58
第 12 計算期間	9.68
第 13 計算期間	3.01
第 14 計算期間	1.58
第 15 計算期間	3.47
第 16 計算期間	0.27
第 17 計算期間	2.98
第 18 計算期間	△5.37
第 19 計算期間	2.04
第 20 計算期間	△0.78
第 21 計算期間	△3.89
第 22 計算期間	△9.31
第 23 計算期間	6.26
第 24 計算期間	△0.03
第 25 計算期間	△3.34
第 26 計算期間	△4.36
第 27 計算期間	△4.90
第 28 計算期間	7.13
第 29 計算期間	△0.82
第 30 計算期間	1.30
第 31 計算期間	△0.22
第 32 計算期間	4.23
第 33 計算期間	△2.09
第 34 計算期間	4.44
第 35 計算期間	△1.58
第 36 計算期間	0.97
第 37 計算期間	5.81
第 38 計算期間	△1.40
第 39 計算期間	4.20
第 40 計算期間	△0.27
第 41 計算期間	3.22
第 42 計算期間	5.97
第 43 計算期間	0.55

第 44 計算期間	3.08
第 45 計算期間	0.73
第 46 計算期間	1.59
第 47 計算期間	0.46
第 48 計算期間	4.55
第 49 計算期間	4.53
第 50 計算期間	1.60
第 51 計算期間	△9.69
第 52 計算期間	△0.20
第 53 計算期間	△0.04
第 54 計算期間	0.35
第 55 計算期間	0.69
第 56 計算期間	1.69
第 57 計算期間	△0.44
第 58 計算期間	△4.46
第 59 計算期間	△4.74
第 60 計算期間	4.14
第 61 計算期間	4.52
第 62 計算期間	0.11
第 63 計算期間	6.34
第 64 計算期間	5.48
第 65 計算期間	3.15
第 66 計算期間	△2.48
第 67 計算期間	3.16
第 68 計算期間	4.48
第 69 計算期間	△7.26
第 70 計算期間	2.13
第 71 計算期間	0.94
第 72 計算期間	△2.56
第 73 計算期間	2.04
第 74 計算期間	2.24
第 75 計算期間	1.20
第 76 計算期間	△16.22
第 77 計算期間	△12.63
第 78 計算期間	4.91
第 79 計算期間	5.24
第 80 計算期間	1.20
第 81 計算期間	△0.59
第 82 計算期間	2.37
第 83 計算期間	△0.55
第 84 計算期間	△0.93

第 85 計算期間	2. 27
第 86 計算期間	4. 26
第 87 計算期間	△1. 04
第 88 計算期間	4. 49
第 89 計算期間	0. 76
第 90 計算期間	3. 00
第 91 計算期間	4. 58
第 92 計算期間	0. 42
第 93 計算期間	0. 52
第 94 計算期間	△0. 70
第 95 計算期間	△1. 95
第 96 計算期間	5. 29
第 97 計算期間	△4. 42
第 98 計算期間	2. 30
第 99 計算期間	0. 23
第 100 計算期間	△2. 44
第 101 計算期間	10. 76
第 102 計算期間	△4. 22
第 103 計算期間	7. 35
第 104 計算期間	△2. 75
第 105 計算期間	2. 26
第 106 計算期間	3. 65
第 107 計算期間	△12. 61
第 108 計算期間	△5. 63
第 109 計算期間	1. 25

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	116, 531, 616	—	116, 531, 616
第 2 計算期間	908, 145	—	117, 439, 761
第 3 計算期間	210, 779	—	117, 650, 540
第 4 計算期間	251, 033	—	117, 901, 573
第 5 計算期間	40, 038, 089	—	157, 939, 662
第 6 計算期間	397, 403	71, 941, 741	86, 395, 324
第 7 計算期間	4, 804, 090	28, 504, 777	62, 694, 637
第 8 計算期間	365, 633, 002	27, 025, 613	401, 302, 026
第 9 計算期間	784, 833, 043	—	1, 186, 135, 069
第 10 計算期間	295, 714, 529	1, 724, 131	1, 480, 125, 467
第 11 計算期間	674, 906, 027	24, 868, 719	2, 130, 162, 775

第 12 計算期間	144,685,814	96,681,300	2,178,167,289
第 13 計算期間	538,658,012	334,745,636	2,382,079,665
第 14 計算期間	146,175,108	53,154,045	2,475,100,728
第 15 計算期間	472,907,509	417,464,583	2,530,543,654
第 16 計算期間	788,373,442	227,303,371	3,091,613,725
第 17 計算期間	1,129,754,870	100,369,966	4,120,998,629
第 18 計算期間	577,641,502	73,718,374	4,624,921,757
第 19 計算期間	714,711,827	89,104,387	5,250,529,197
第 20 計算期間	260,122,164	127,296,142	5,383,355,219
第 21 計算期間	1,590,282,473	157,287,376	6,816,350,316
第 22 計算期間	466,341,121	251,541,500	7,031,149,937
第 23 計算期間	181,931,612	223,028,531	6,990,053,018
第 24 計算期間	304,219,386	244,612,320	7,049,660,084
第 25 計算期間	627,514,100	399,123,393	7,278,050,791
第 26 計算期間	387,958,995	265,301,895	7,400,707,891
第 27 計算期間	199,569,606	214,898,097	7,385,379,400
第 28 計算期間	254,174,733	164,398,115	7,475,156,018
第 29 計算期間	520,486,290	184,334,236	7,811,308,072
第 30 計算期間	845,024,240	69,001,609	8,587,330,703
第 31 計算期間	775,835,572	194,607,013	9,168,559,262
第 32 計算期間	710,359,744	273,381,407	9,605,537,599
第 33 計算期間	1,465,066,241	512,185,111	10,558,418,729
第 34 計算期間	1,921,048,673	263,212,288	12,216,255,114
第 35 計算期間	3,116,827,103	113,528,511	15,219,553,706
第 36 計算期間	3,679,968,236	347,685,203	18,551,836,739
第 37 計算期間	3,245,823,180	289,300,223	21,508,359,696
第 38 計算期間	4,844,647,266	273,283,883	26,079,723,079
第 39 計算期間	6,759,012,280	283,880,784	32,554,854,575
第 40 計算期間	7,160,374,955	399,630,489	39,315,599,041
第 41 計算期間	13,802,080,545	610,933,547	52,506,746,039
第 42 計算期間	23,256,729,264	384,791,124	75,378,684,179
第 43 計算期間	24,333,958,438	1,428,818,430	98,283,824,187
第 44 計算期間	29,702,313,855	1,341,763,025	126,644,375,017
第 45 計算期間	23,293,920,031	1,273,467,364	148,664,827,684
第 46 計算期間	266,146,684	2,220,106,683	146,710,867,685
第 47 計算期間	251,453,537	1,824,850,737	145,137,470,485
第 48 計算期間	256,516,983	2,937,607,820	142,456,379,648
第 49 計算期間	227,296,282	2,989,317,222	139,694,358,708
第 50 計算期間	208,499,595	3,040,818,089	136,862,040,214
第 51 計算期間	213,465,103	3,563,146,593	133,512,358,724
第 52 計算期間	274,299,708	4,332,760,967	129,453,897,465

第 53 計算期間	260,820,834	3,836,740,380	125,877,977,919
第 54 計算期間	254,780,359	4,153,837,750	121,978,920,528
第 55 計算期間	251,803,866	3,623,897,116	118,606,827,278
第 56 計算期間	247,055,251	5,177,686,650	113,676,195,879
第 57 計算期間	226,611,916	4,320,850,242	109,581,957,553
第 58 計算期間	239,775,240	5,019,783,011	104,801,949,782
第 59 計算期間	2,794,012,348	3,550,301,123	104,045,661,007
第 60 計算期間	2,474,789,474	2,217,556,828	104,302,893,653
第 61 計算期間	4,755,492,332	2,864,864,501	106,193,521,484
第 62 計算期間	6,038,996,447	1,566,782,583	110,665,735,348
第 63 計算期間	25,613,363,068	1,403,542,343	134,875,556,073
第 64 計算期間	42,218,885,847	1,323,151,589	175,771,290,331
第 65 計算期間	335,534,079	2,291,563,699	173,815,260,711
第 66 計算期間	317,565,884	1,842,643,293	172,290,183,302
第 67 計算期間	402,494,097	2,225,084,200	170,467,593,199
第 68 計算期間	326,012,609	2,805,636,475	167,987,969,333
第 69 計算期間	304,102,292	1,997,354,452	166,294,717,173
第 70 計算期間	388,281,349	1,987,947,161	164,695,051,361
第 71 計算期間	392,161,423	2,615,811,335	162,471,401,449
第 72 計算期間	361,886,642	2,142,060,284	160,691,227,807
第 73 計算期間	438,968,386	5,273,767,572	155,856,428,621
第 74 計算期間	415,798,673	3,420,764,340	152,851,462,954
第 75 計算期間	345,264,581	5,222,435,443	147,974,292,092
第 76 計算期間	350,665,818	4,599,429,036	143,725,528,874
第 77 計算期間	476,979,929	2,719,641,492	141,482,867,311
第 78 計算期間	577,686,341	2,067,523,593	139,993,030,059
第 79 計算期間	333,103,778	8,384,932,461	131,941,201,376
第 80 計算期間	1,367,035,384	7,626,605,658	125,681,631,102
第 81 計算期間	1,294,642,093	7,164,455,506	119,811,817,689
第 82 計算期間	649,352,593	5,136,997,864	115,324,172,418
第 83 計算期間	778,728,943	4,005,100,409	112,097,800,952
第 84 計算期間	459,055,800	5,611,767,774	106,945,088,978
第 85 計算期間	640,621,938	4,791,488,265	102,794,222,651
第 86 計算期間	639,711,048	3,153,215,987	100,280,717,712
第 87 計算期間	591,427,136	2,953,700,710	97,918,444,138
第 88 計算期間	1,969,538,138	1,646,052,728	98,241,929,548
第 89 計算期間	1,895,144,635	1,801,552,541	98,335,521,642
第 90 計算期間	1,405,050,622	2,269,401,129	97,471,171,135
第 91 計算期間	2,638,461,734	2,457,652,861	97,651,980,008
第 92 計算期間	1,437,721,552	1,787,035,995	97,302,665,565
第 93 計算期間	1,529,381,122	2,427,034,276	96,405,012,411

第 94 計算期間	730,001,239	1,901,791,802	95,233,221,848
第 95 計算期間	750,717,567	2,152,314,014	93,831,625,401
第 96 計算期間	740,810,651	2,214,252,328	92,358,183,724
第 97 計算期間	922,624,478	2,858,534,559	90,422,273,643
第 98 計算期間	629,985,136	1,886,881,996	89,165,376,783
第 99 計算期間	761,320,162	1,641,545,967	88,285,150,978
第 100 計算期間	570,432,489	720,029,096	88,135,554,371
第 101 計算期間	1,212,906,419	1,884,503,720	87,463,957,070
第 102 計算期間	898,226,761	1,134,683,873	87,227,499,958
第 103 計算期間	1,187,959,716	800,884,773	87,614,574,901
第 104 計算期間	660,206,443	907,620,431	87,367,160,913
第 105 計算期間	842,618,059	699,464,457	87,510,314,515
第 106 計算期間	618,982,736	1,673,420,609	86,455,876,642
第 107 計算期間	538,007,941	1,167,870,676	85,826,013,907
第 108 計算期間	408,589,512	1,808,186,118	84,426,417,301
第 109 計算期間	394,956,541	1,355,258,036	83,466,115,806

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 12 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	897,039,117	99.00
親投資信託受益証券	日本	99,970	0.01
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	8,968,116	0.99
純資産総額		906,107,203	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 12 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド (IDRクラス)	1,642,026,574	0.54	886,694,349	0.5463	897,039,117	99.00
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	1.0037	99,970	1.0037	99,970	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.00
親投資信託受益証券	0.01
合計	99.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 12 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間末日 (平成 25 年 12 月 13 日)	36,507,808	36,626,311	9,242	9,272
第 2 計算期間末日 (平成 26 年 1 月 14 日)	37,098,761	37,217,315	9,388	9,418
第 3 計算期間末日 (平成 26 年 2 月 13 日)	36,813,005	36,931,609	9,312	9,342
第 4 計算期間末日 (平成 26 年 3 月 13 日)	39,793,314	39,911,968	10,061	10,091
第 5 計算期間末日 (平成 26 年 4 月 14 日)	40,139,148	40,257,840	10,145	10,175
第 6 計算期間末日 (平成 26 年 5 月 13 日)	40,936,989	41,054,307	10,468	10,498
第 7 計算期間末日 (平成 26 年 6 月 13 日)	49,950,011	50,095,322	10,312	10,342
第 8 計算期間末日 (平成 26 年 7 月 14 日)	186,971,166	187,501,797	10,571	10,601
第 9 計算期間末日 (平成 26 年 8 月 13 日)	224,154,717	224,784,289	10,681	10,711
第 10 計算期間末日 (平成 26 年 9 月 16 日)	268,414,676	269,125,930	11,321	11,351
第 11 計算期間末日 (平成 26 年 10 月 14 日)	253,483,507	254,196,482	10,666	10,696
第 12 計算期間末日 (平成 26 年 11 月 13 日)	279,528,784	280,242,889	11,743	11,773
第 13 計算期間末日 (平成 26 年 12 月 15 日)	141,204,307	141,557,323	12,000	12,030
第 14 計算期間末日 (平成 27 年 1 月 13 日)	110,285,655	110,560,876	12,021	12,051
第 15 計算期間末日 (平成 27 年 2 月 13 日)	130,107,075	131,714,691	12,140	12,290
第 16 計算期間末日 (平成 27 年 3 月 13 日)	181,605,852	183,917,417	11,785	11,935
第 17 計算期間末日 (平成 27 年 4 月 13 日)	180,589,225	182,809,037	12,203	12,353
第 18 計算期間末日 (平成 27 年 5 月 13 日)	208,548,403	211,269,657	11,496	11,646
第 19 計算期間末日 (平成 27 年 6 月 15 日)	219,988,496	222,867,636	11,461	11,611

第20 計算期間末日	(平成27年7月13日)	264,102,296	267,651,958	11,160	11,310
第21 計算期間末日	(平成27年8月13日)	293,805,709	298,010,163	10,482	10,632
第22 計算期間末日	(平成27年9月14日)	238,837,294	242,684,842	9,311	9,461
第23 計算期間末日	(平成27年10月13日)	257,033,442	260,826,816	10,164	10,314
第24 計算期間末日	(平成27年11月13日)	263,976,166	267,853,643	10,212	10,362
第25 計算期間末日	(平成27年12月14日)	224,496,956	228,015,332	9,571	9,721
第26 計算期間末日	(平成28年1月13日)	223,627,704	227,333,152	9,053	9,203
第27 計算期間末日	(平成28年2月15日)	222,393,415	226,140,465	8,903	9,053
第28 計算期間末日	(平成28年3月14日)	241,166,646	244,960,741	9,535	9,685
第29 計算期間末日	(平成28年4月13日)	234,395,478	238,238,627	9,149	9,299
第30 計算期間末日	(平成28年5月13日)	239,072,941	243,061,287	8,991	9,141
第31 計算期間末日	(平成28年6月13日)	291,231,602	296,180,799	8,827	8,977
第32 計算期間末日	(平成28年7月13日)	461,988,766	466,985,985	9,245	9,345
第33 計算期間末日	(平成28年8月15日)	563,720,195	570,052,489	8,902	9,002
第34 計算期間末日	(平成28年9月13日)	630,974,994	637,842,238	9,188	9,288
第35 計算期間末日	(平成28年10月13日)	845,210,140	854,674,312	8,931	9,031
第36 計算期間末日	(平成28年11月14日)	1,080,294,242	1,092,511,852	8,842	8,942
第37 計算期間末日	(平成28年12月13日)	1,195,479,956	1,208,339,088	9,297	9,397
第38 計算期間末日	(平成29年1月13日)	1,248,933,067	1,262,535,350	9,182	9,282
第39 計算期間末日	(平成29年2月13日)	1,380,227,809	1,395,089,237	9,287	9,387
第40 計算期間末日	(平成29年3月13日)	1,554,676,012	1,571,794,363	9,082	9,182
第41 計算期間末日	(平成29年4月13日)	1,740,605,956	1,759,779,079	9,078	9,178
第42 計算期間末日	(平成29年5月15日)	1,955,949,159	1,976,670,268	9,439	9,539
第43 計算期間末日	(平成29年6月13日)	2,218,867,020	2,242,394,236	9,431	9,531
第44 計算期間末日	(平成29年7月13日)	2,547,364,476	2,573,936,941	9,586	9,686
第45 計算期間末日	(平成29年8月14日)	2,587,299,952	2,614,496,065	9,513	9,613
第46 計算期間末日	(平成29年9月13日)	2,591,651,435	2,618,476,118	9,661	9,761
第47 計算期間末日	(平成29年10月13日)	2,534,780,241	2,561,375,778	9,531	9,631
第48 計算期間末日	(平成29年11月13日)	2,517,567,189	2,543,143,903	9,843	9,943
第49 計算期間末日	(平成29年12月13日)	2,388,810,403	2,412,608,709	10,038	10,138
第50 計算期間末日	(平成30年1月15日)	2,338,938,269	2,362,038,037	10,125	10,225
第51 計算期間末日	(平成30年2月13日)	1,998,921,289	2,021,243,651	8,955	9,055
第52 計算期間末日	(平成30年3月13日)	1,908,908,776	1,930,608,953	8,797	8,897
第53 計算期間末日	(平成30年4月13日)	1,795,560,370	1,816,142,113	8,724	8,824
第54 計算期間末日	(平成30年5月14日)	1,806,580,149	1,827,163,107	8,777	8,877
第55 計算期間末日	(平成30年6月13日)	1,743,611,289	1,763,455,915	8,786	8,886
第56 計算期間末日	(平成30年7月13日)	1,660,715,599	1,679,781,414	8,710	8,810
第57 計算期間末日	(平成30年8月13日)	1,564,532,622	1,582,793,635	8,568	8,668
第58 計算期間末日	(平成30年9月13日)	1,418,976,563	1,436,113,412	8,280	8,380
第59 計算期間末日	(平成30年10月15日)	1,279,725,075	1,296,263,192	7,738	7,838
第60 計算期間末日	(平成30年11月13日)	1,347,353,518	1,363,947,672	8,119	8,219

第 61 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 13 日)	1, 401, 903, 527	1, 418, 644, 220	8, 374	8, 474
第 62 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 15 日)	1, 565, 077, 891	1, 583, 662, 871	8, 421	8, 521
第 63 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 13 日)	2, 350, 660, 128	2, 377, 149, 530	8, 874	8, 974
第 64 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 13 日)	3, 554, 923, 732	3, 594, 431, 700	8, 998	9, 098
第 65 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 15 日)	3, 608, 684, 850	3, 647, 829, 948	9, 219	9, 319
第 66 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 13 日)	3, 324, 216, 651	3, 361, 856, 003	8, 832	8, 932
第 67 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 13 日)	3, 384, 591, 814	3, 422, 080, 367	9, 028	9, 128
第 68 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 16 日)	3, 505, 400, 268	3, 542, 747, 993	9, 386	9, 486
第 69 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 13 日)	3, 195, 660, 347	3, 232, 234, 518	8, 737	8, 837
第 70 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 13 日)	3, 300, 020, 998	3, 336, 592, 717	9, 023	9, 123
第 71 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 15 日)	3, 247, 382, 871	3, 283, 884, 356	8, 897	8, 997
第 72 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 13 日)	3, 093, 373, 931	3, 129, 089, 707	8, 661	8, 761
第 73 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 13 日)	3, 050, 815, 579	3, 085, 956, 233	8, 682	8, 782
第 74 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 14 日)	3, 184, 221, 609	3, 219, 786, 244	8, 953	9, 053
第 75 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 13 日)	3, 150, 187, 807	3, 184, 926, 468	9, 068	9, 168
第 76 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 13 日)	2, 470, 451, 368	2, 504, 204, 235	7, 319	7, 419
第 77 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 13 日)	1, 931, 625, 125	1, 965, 074, 120	5, 775	5, 875
第 78 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 13 日)	2, 101, 331, 191	2, 121, 350, 487	6, 298	6, 358
第 79 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 15 日)	2, 157, 803, 777	2, 176, 469, 567	6, 936	6, 996
第 80 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 13 日)	1, 895, 828, 331	1, 912, 618, 081	6, 775	6, 835
第 81 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 13 日)	1, 750, 599, 323	1, 766, 753, 265	6, 502	6, 562
第 82 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 14 日)	1, 642, 259, 055	1, 657, 574, 476	6, 434	6, 494
第 83 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 13 日)	1, 575, 673, 063	1, 590, 484, 792	6, 383	6, 443
第 84 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 13 日)	1, 510, 970, 013	1, 524, 672, 453	6, 616	6, 676
第 85 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 14 日)	1, 393, 888, 835	1, 406, 460, 363	6, 653	6, 713
第 86 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 13 日)	1, 404, 424, 736	1, 416, 785, 617	6, 817	6, 877
第 87 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 15 日)	1, 339, 033, 059	1, 350, 990, 788	6, 719	6, 779
第 88 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 15 日)	1, 328, 993, 512	1, 340, 784, 705	6, 763	6, 823
第 89 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 13 日)	1, 270, 889, 746	1, 282, 055, 617	6, 829	6, 889
第 90 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 13 日)	1, 268, 864, 343	1, 279, 730, 777	7, 006	7, 066
第 91 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 14 日)	1, 290, 862, 989	1, 301, 596, 598	7, 216	7, 276
第 92 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 13 日)	1, 283, 019, 144	1, 293, 731, 844	7, 186	7, 246
第 93 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 13 日)	1, 260, 134, 965	1, 270, 654, 544	7, 187	7, 247
第 94 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 13 日)	1, 210, 937, 749	1, 221, 182, 098	7, 092	7, 152
第 95 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 13 日)	1, 194, 013, 410	1, 204, 134, 616	7, 078	7, 138
第 96 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 15 日)	1, 196, 483, 020	1, 206, 352, 487	7, 274	7, 334
第 97 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 13 日)	1, 103, 068, 816	1, 112, 596, 141	6, 947	7, 007
第 98 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 13 日)	1, 092, 908, 462	1, 102, 420, 220	6, 894	6, 954
第 99 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 14 日)	1, 095, 063, 438	1, 104, 555, 274	6, 922	6, 982
第 100 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 14 日)	1, 087, 223, 983	1, 096, 741, 569	6, 854	6, 914
第 101 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 13 日)	1, 160, 369, 226	1, 169, 761, 412	7, 413	7, 473

第102 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 13 日)	1, 102, 492, 825	1, 111, 913, 455	7, 022	7, 082
第103 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 13 日)	1, 167, 545, 099	1, 176, 854, 067	7, 525	7, 585
第104 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 13 日)	1, 118, 825, 129	1, 128, 160, 269	7, 191	7, 251
第105 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 15 日)	1, 154, 715, 063	1, 164, 009, 174	7, 454	7, 514
第106 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 13 日)	1, 196, 319, 046	1, 205, 828, 939	7, 548	7, 608
第107 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 13 日)	1, 043, 246, 497	1, 052, 830, 512	6, 531	6, 591
第108 計算期間末日	(令和 4 年 11 月 14 日)	932, 565, 149	942, 019, 147	5, 919	5, 979
第109 計算期間末日	(令和 4 年 12 月 13 日)	933, 306, 084	942, 642, 825	5, 998	6, 058
	令和 3 年 12 月末日	1, 135, 730, 519	—	7, 163	—
	令和 4 年 1 月末日	1, 066, 917, 613	—	6, 696	—
	2 月末日	1, 063, 260, 088	—	6, 705	—
	3 月末日	1, 175, 263, 856	—	7, 410	—
	4 月末日	1, 184, 277, 544	—	7, 535	—
	5 月末日	1, 105, 510, 999	—	7, 119	—
	6 月末日	1, 156, 724, 080	—	7, 438	—
	7 月末日	1, 135, 552, 510	—	7, 314	—
	8 月末日	1, 132, 067, 503	—	7, 337	—
	9 月末日	1, 066, 973, 534	—	6, 654	—
	10 月末日	992, 165, 174	—	6, 273	—
	11 月末日	947, 762, 125	—	6, 079	—
	12 月末日	906, 107, 203	—	5, 834	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第1 計算期間	30 円
第2 計算期間	30 円
第3 計算期間	30 円
第4 計算期間	30 円
第5 計算期間	30 円
第6 計算期間	30 円
第7 計算期間	30 円
第8 計算期間	30 円
第9 計算期間	30 円
第10 計算期間	30 円
第11 計算期間	30 円
第12 計算期間	30 円
第13 計算期間	30 円
第14 計算期間	30 円

第 15 計算期間	150 円
第 16 計算期間	150 円
第 17 計算期間	150 円
第 18 計算期間	150 円
第 19 計算期間	150 円
第 20 計算期間	150 円
第 21 計算期間	150 円
第 22 計算期間	150 円
第 23 計算期間	150 円
第 24 計算期間	150 円
第 25 計算期間	150 円
第 26 計算期間	150 円
第 27 計算期間	150 円
第 28 計算期間	150 円
第 29 計算期間	150 円
第 30 計算期間	150 円
第 31 計算期間	150 円
第 32 計算期間	100 円
第 33 計算期間	100 円
第 34 計算期間	100 円
第 35 計算期間	100 円
第 36 計算期間	100 円
第 37 計算期間	100 円
第 38 計算期間	100 円
第 39 計算期間	100 円
第 40 計算期間	100 円
第 41 計算期間	100 円
第 42 計算期間	100 円
第 43 計算期間	100 円
第 44 計算期間	100 円
第 45 計算期間	100 円
第 46 計算期間	100 円
第 47 計算期間	100 円
第 48 計算期間	100 円
第 49 計算期間	100 円
第 50 計算期間	100 円
第 51 計算期間	100 円
第 52 計算期間	100 円
第 53 計算期間	100 円
第 54 計算期間	100 円
第 55 計算期間	100 円

第 56 計算期間	100 円
第 57 計算期間	100 円
第 58 計算期間	100 円
第 59 計算期間	100 円
第 60 計算期間	100 円
第 61 計算期間	100 円
第 62 計算期間	100 円
第 63 計算期間	100 円
第 64 計算期間	100 円
第 65 計算期間	100 円
第 66 計算期間	100 円
第 67 計算期間	100 円
第 68 計算期間	100 円
第 69 計算期間	100 円
第 70 計算期間	100 円
第 71 計算期間	100 円
第 72 計算期間	100 円
第 73 計算期間	100 円
第 74 計算期間	100 円
第 75 計算期間	100 円
第 76 計算期間	100 円
第 77 計算期間	100 円
第 78 計算期間	60 円
第 79 計算期間	60 円
第 80 計算期間	60 円
第 81 計算期間	60 円
第 82 計算期間	60 円
第 83 計算期間	60 円
第 84 計算期間	60 円
第 85 計算期間	60 円
第 86 計算期間	60 円
第 87 計算期間	60 円
第 88 計算期間	60 円
第 89 計算期間	60 円
第 90 計算期間	60 円
第 91 計算期間	60 円
第 92 計算期間	60 円
第 93 計算期間	60 円
第 94 計算期間	60 円
第 95 計算期間	60 円
第 96 計算期間	60 円

第 97 計算期間	60 円
第 98 計算期間	60 円
第 99 計算期間	60 円
第 100 計算期間	60 円
第 101 計算期間	60 円
第 102 計算期間	60 円
第 103 計算期間	60 円
第 104 計算期間	60 円
第 105 計算期間	60 円
第 106 計算期間	60 円
第 107 計算期間	60 円
第 108 計算期間	60 円
第 109 計算期間	60 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	△7.28
第 2 計算期間	1.90
第 3 計算期間	△0.48
第 4 計算期間	8.36
第 5 計算期間	1.13
第 6 計算期間	3.47
第 7 計算期間	△1.20
第 8 計算期間	2.80
第 9 計算期間	1.32
第 10 計算期間	6.27
第 11 計算期間	△5.52
第 12 計算期間	10.37
第 13 計算期間	2.44
第 14 計算期間	0.42
第 15 計算期間	2.23
第 16 計算期間	△1.68
第 17 計算期間	4.81
第 18 計算期間	△4.56
第 19 計算期間	1.00
第 20 計算期間	△1.31
第 21 計算期間	△4.73
第 22 計算期間	△9.74
第 23 計算期間	10.77
第 24 計算期間	1.94

第 25 計算期間	△4.80
第 26 計算期間	△3.84
第 27 計算期間	0.00
第 28 計算期間	8.78
第 29 計算期間	△2.47
第 30 計算期間	△0.08
第 31 計算期間	△0.15
第 32 計算期間	5.86
第 33 計算期間	△2.62
第 34 計算期間	4.33
第 35 計算期間	△1.70
第 36 計算期間	0.12
第 37 計算期間	6.27
第 38 計算期間	△0.16
第 39 計算期間	2.23
第 40 計算期間	△1.13
第 41 計算期間	1.05
第 42 計算期間	5.07
第 43 計算期間	0.97
第 44 計算期間	2.70
第 45 計算期間	0.28
第 46 計算期間	2.60
第 47 計算期間	△0.31
第 48 計算期間	4.32
第 49 計算期間	2.99
第 50 計算期間	1.86
第 51 計算期間	△10.56
第 52 計算期間	△0.64
第 53 計算期間	0.30
第 54 計算期間	1.75
第 55 計算期間	1.24
第 56 計算期間	0.27
第 57 計算期間	△0.48
第 58 計算期間	△2.19
第 59 計算期間	△5.33
第 60 計算期間	6.21
第 61 計算期間	4.37
第 62 計算期間	1.75
第 63 計算期間	6.56
第 64 計算期間	2.52
第 65 計算期間	3.56

第 66 計算期間	△3. 11
第 67 計算期間	3. 35
第 68 計算期間	5. 07
第 69 計算期間	△5. 84
第 70 計算期間	4. 41
第 71 計算期間	△0. 28
第 72 計算期間	△1. 52
第 73 計算期間	1. 39
第 74 計算期間	4. 27
第 75 計算期間	2. 40
第 76 計算期間	△18. 18
第 77 計算期間	△19. 72
第 78 計算期間	10. 09
第 79 計算期間	11. 08
第 80 計算期間	△1. 45
第 81 計算期間	△3. 14
第 82 計算期間	△0. 12
第 83 計算期間	0. 13
第 84 計算期間	4. 59
第 85 計算期間	1. 46
第 86 計算期間	3. 36
第 87 計算期間	△0. 55
第 88 計算期間	1. 54
第 89 計算期間	1. 86
第 90 計算期間	3. 47
第 91 計算期間	3. 85
第 92 計算期間	0. 41
第 93 計算期間	0. 84
第 94 計算期間	△0. 48
第 95 計算期間	0. 64
第 96 計算期間	3. 61
第 97 計算期間	△3. 67
第 98 計算期間	0. 10
第 99 計算期間	1. 27
第 100 計算期間	△0. 11
第 101 計算期間	9. 03
第 102 計算期間	△4. 46
第 103 計算期間	8. 01
第 104 計算期間	△3. 64
第 105 計算期間	4. 49
第 106 計算期間	2. 06

第 107 計算期間	△12. 67
第 108 計算期間	△8. 45
第 109 計算期間	2. 34

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	39, 501, 295	—	39, 501, 295
第 2 計算期間	16, 828	—	39, 518, 123
第 3 計算期間	16, 623	—	39, 534, 746
第 4 計算期間	16, 810	—	39, 551, 556
第 5 計算期間	12, 445	—	39, 564, 001
第 6 計算期間	9, 674, 670	10, 132, 338	39, 106, 333
第 7 計算期間	9, 330, 725	—	48, 437, 058
第 8 計算期間	128, 440, 216	—	176, 877, 274
第 9 計算期間	32, 980, 147	—	209, 857, 421
第 10 計算期間	27, 257, 301	29, 786	237, 084, 936
第 11 計算期間	573, 576	—	237, 658, 512
第 12 計算期間	832, 110	455, 577	238, 035, 045
第 13 計算期間	373, 984	120, 737, 002	117, 672, 027
第 14 計算期間	1, 172, 874	27, 104, 514	91, 740, 387
第 15 計算期間	42, 729, 252	27, 295, 191	107, 174, 448
第 16 計算期間	50, 991, 732	4, 061, 785	154, 104, 395
第 17 計算期間	2, 243, 689	8, 360, 560	147, 987, 524
第 18 計算期間	34, 423, 497	994, 036	181, 416, 985
第 19 計算期間	14, 145, 750	3, 620, 046	191, 942, 689
第 20 計算期間	44, 768, 446	66, 957	236, 644, 178
第 21 計算期間	43, 933, 441	280, 682	280, 296, 937
第 22 計算期間	8, 551, 885	32, 345, 562	256, 503, 260
第 23 計算期間	1, 835, 911	5, 447, 570	252, 891, 601
第 24 計算期間	9, 525, 078	3, 918, 179	258, 498, 500
第 25 計算期間	1, 716, 120	25, 656, 160	234, 558, 460
第 26 計算期間	12, 471, 834	383	247, 029, 911
第 27 計算期間	2, 822, 887	49, 455	249, 803, 343
第 28 計算期間	3, 138, 376	2, 023	252, 939, 696
第 29 計算期間	3, 298, 208	27, 970	256, 209, 934
第 30 計算期間	19, 710, 328	10, 030, 511	265, 889, 751
第 31 計算期間	64, 056, 850	113	329, 946, 488
第 32 計算期間	171, 695, 840	1, 920, 341	499, 721, 987
第 33 計算期間	134, 901, 222	1, 393, 809	633, 229, 400

第 34 計算期間	73,505,294	20,010,240	686,724,454
第 35 計算期間	262,678,720	2,985,906	946,417,268
第 36 計算期間	333,572,199	58,228,401	1,221,761,066
第 37 計算期間	65,429,214	1,277,073	1,285,913,207
第 38 計算期間	102,753,630	28,438,525	1,360,228,312
第 39 計算期間	133,445,789	7,531,238	1,486,142,863
第 40 計算期間	250,736,566	25,044,241	1,711,835,188
第 41 計算期間	257,799,788	52,322,619	1,917,312,357
第 42 計算期間	263,198,677	108,400,066	2,072,110,968
第 43 計算期間	331,065,920	50,455,282	2,352,721,606
第 44 計算期間	360,408,341	55,883,424	2,657,246,523
第 45 計算期間	149,198,436	86,833,616	2,719,611,343
第 46 計算期間	6,649,125	43,792,087	2,682,468,381
第 47 計算期間	6,208,792	29,123,391	2,659,553,782
第 48 計算期間	6,844,250	108,726,536	2,557,671,496
第 49 計算期間	5,915,096	183,755,964	2,379,830,628
第 50 計算期間	4,793,092	74,646,887	2,309,976,833
第 51 計算期間	4,934,314	82,674,854	2,232,236,293
第 52 計算期間	6,174,491	68,392,993	2,170,017,791
第 53 計算期間	6,605,794	118,449,226	2,058,174,359
第 54 計算期間	6,415,793	6,294,287	2,058,295,865
第 55 計算期間	5,173,621	79,006,869	1,984,462,617
第 56 計算期間	5,066,215	82,947,244	1,906,581,588
第 57 計算期間	5,410,845	85,891,067	1,826,101,366
第 58 計算期間	5,645,201	118,061,599	1,713,684,968
第 59 計算期間	19,107,730	78,980,920	1,653,811,778
第 60 計算期間	13,718,252	8,114,596	1,659,415,434
第 61 計算期間	41,019,436	26,365,480	1,674,069,390
第 62 計算期間	197,580,489	13,151,801	1,858,498,078
第 63 計算期間	822,832,501	32,390,366	2,648,940,213
第 64 計算期間	1,322,162,585	20,305,977	3,950,796,821
第 65 計算期間	10,608,388	46,895,382	3,914,509,827
第 66 計算期間	9,794,437	160,368,973	3,763,935,291
第 67 計算期間	11,140,944	26,220,887	3,748,855,348
第 68 計算期間	9,964,447	24,047,287	3,734,772,508
第 69 計算期間	9,728,851	87,084,258	3,657,417,101
第 70 計算期間	11,246,727	11,491,902	3,657,171,926
第 71 計算期間	10,015,738	17,039,154	3,650,148,510
第 72 計算期間	10,157,814	88,728,706	3,571,577,618
第 73 計算期間	10,747,434	68,259,609	3,514,065,443
第 74 計算期間	89,629,519	47,231,441	3,556,463,521

第 75 計算期間	9, 165, 803	91, 763, 147	3, 473, 866, 177
第 76 計算期間	54, 627, 296	153, 206, 732	3, 375, 286, 741
第 77 計算期間	12, 471, 061	42, 858, 276	3, 344, 899, 526
第 78 計算期間	16, 409, 137	24, 759, 281	3, 336, 549, 382
第 79 計算期間	9, 486, 602	235, 070, 944	3, 110, 965, 040
第 80 計算期間	23, 231, 181	335, 904, 453	2, 798, 291, 768
第 81 計算期間	42, 046, 143	148, 014, 093	2, 692, 323, 818
第 82 計算期間	10, 664, 857	150, 418, 487	2, 552, 570, 188
第 83 計算期間	16, 641, 754	100, 590, 293	2, 468, 621, 649
第 84 計算期間	11, 110, 982	195, 992, 602	2, 283, 740, 029
第 85 計算期間	25, 595, 037	214, 080, 335	2, 095, 254, 731
第 86 計算期間	6, 115, 046	41, 222, 813	2, 060, 146, 964
第 87 計算期間	13, 056, 920	80, 248, 962	1, 992, 954, 922
第 88 計算期間	5, 657, 162	33, 413, 169	1, 965, 198, 915
第 89 計算期間	5, 488, 004	109, 708, 411	1, 860, 978, 508
第 90 計算期間	12, 508, 025	62, 414, 103	1, 811, 072, 430
第 91 計算期間	31, 572, 234	53, 709, 728	1, 788, 934, 936
第 92 計算期間	17, 626, 069	21, 110, 972	1, 785, 450, 033
第 93 計算期間	24, 482, 146	56, 668, 942	1, 753, 263, 237
第 94 計算期間	4, 782, 364	50, 654, 080	1, 707, 391, 521
第 95 計算期間	18, 287, 442	38, 811, 148	1, 686, 867, 815
第 96 計算期間	4, 450, 434	46, 406, 953	1, 644, 911, 296
第 97 計算期間	19, 542, 782	76, 566, 420	1, 587, 887, 658
第 98 計算期間	5, 135, 168	7, 729, 721	1, 585, 293, 105
第 99 計算期間	15, 528, 893	18, 849, 309	1, 581, 972, 689
第 100 計算期間	4, 406, 068	114, 395	1, 586, 264, 362
第 101 計算期間	158, 307, 846	179, 207, 831	1, 565, 364, 377
第 102 計算期間	35, 273, 916	30, 533, 228	1, 570, 105, 065
第 103 計算期間	11, 804, 085	30, 414, 319	1, 551, 494, 831
第 104 計算期間	4, 378, 713	16, 817	1, 555, 856, 727
第 105 計算期間	5, 816, 716	12, 654, 881	1, 549, 018, 562
第 106 計算期間	73, 485, 956	37, 522, 315	1, 584, 982, 203
第 107 計算期間	20, 052, 189	7, 698, 425	1, 597, 335, 967
第 108 計算期間	14, 212, 818	35, 882, 390	1, 575, 666, 395
第 109 計算期間	16, 261, 627	35, 804, 474	1, 556, 123, 548

(参考)

マネー・プール マザーファンド

投資状況

令和 4 年 12 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	67,978,040	100.00
純資産総額		67,978,040	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

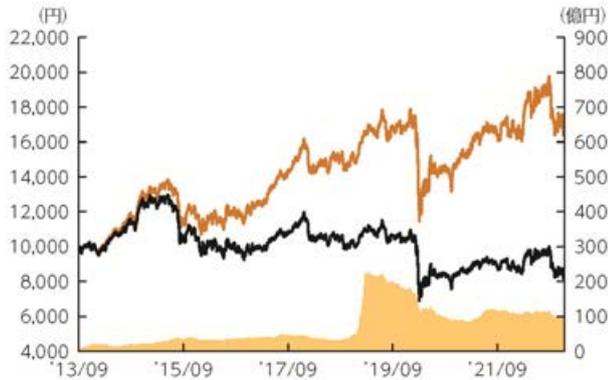


運用実績

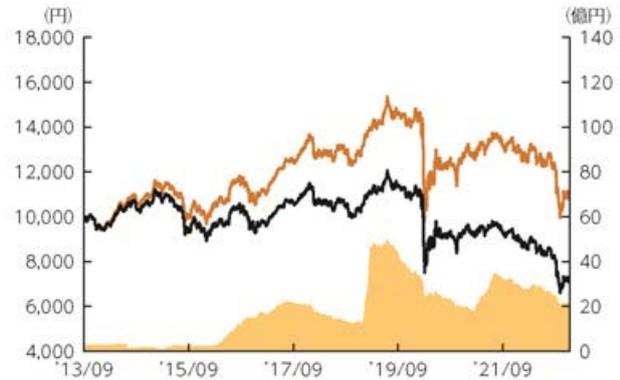
2022年12月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2013年9月20日(設定日)～2022年12月30日

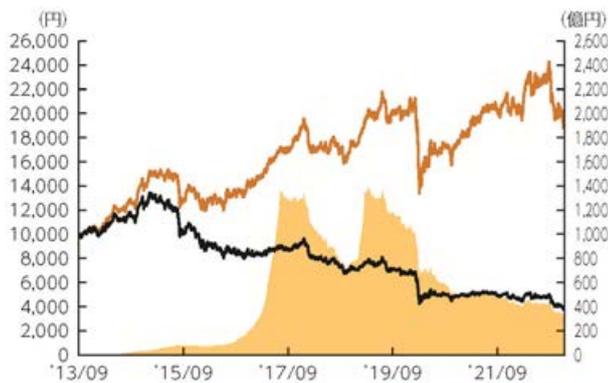
為替ヘッジなしコース



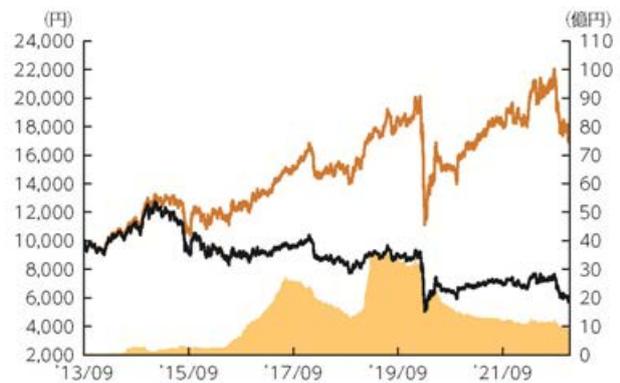
円コース



インド・ルピーコース



インドネシア・ルピアコース



■ 純資産総額【右目盛】
 — 基準価額(分配金再投資)【左目盛】
 — 基準価額【左目盛】

- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 基準価額・純資産

	為替ヘッジなし コース	円コース	インド・ルピー コース	インドネシア・ ルピアコース
基準価額	8,398円	7,167円	3,869円	5,834円
純資産総額	96.6億円	21.6億円	320.5億円	9.0億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

	為替ヘッジなし コース	円コース	インド・ルピー コース	インドネシア・ ルピアコース
2022年12月	50円	40円	45円	60円
2022年11月	50円	40円	45円	60円
2022年10月	50円	40円	45円	60円
2022年9月	50円	40円	45円	60円
2022年8月	50円	40円	45円	60円
2022年7月	50円	40円	70円	60円
直近1年間累計	600円	480円	715円	720円
設定来累計	7,060円	4,150円	12,425円	9,490円

•分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産構成	為替ヘッジなし コース	円コース	インド・ルピー コース	インドネシア・ ルピアコース
外国投資信託	99.1%	99.0%	99.0%	99.0%
マネー・プール マザーファンド	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
コールローン他 (負債控除後)	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

銘柄	国・地域	用途	比率
1 LINK REIT /HKD/	香港	小売り	18.3%
2 CAPITALAND INTEGRATED CO /SGD/	シンガポール	複合	13.7%
3 CAPITALAND ASCENDAS REIT /SGD/	シンガポール	複合	12.7%
4 MAPLETREE PAN ASIA COM T /SGD/	シンガポール	複合	7.7%
5 MAPLETREE INDUSTRIAL TRU /SGD/	シンガポール	産業用施設	6.3%
6 MAPLETREE LOGISTICS TRUS /SGD/	シンガポール	産業用施設	6.1%
7 FRASERS LOGISTICS & COMM /SGD/	シンガポール	複合	5.4%
8 FRASERS CENTREPOINT TRUS /SGD/	シンガポール	小売り	4.3%
9 ESR-REIT /SGD/	シンガポール	産業用施設	4.2%
10 CAPITALAND CHINA TRUST /SGD/	シンガポール	小売り	2.6%

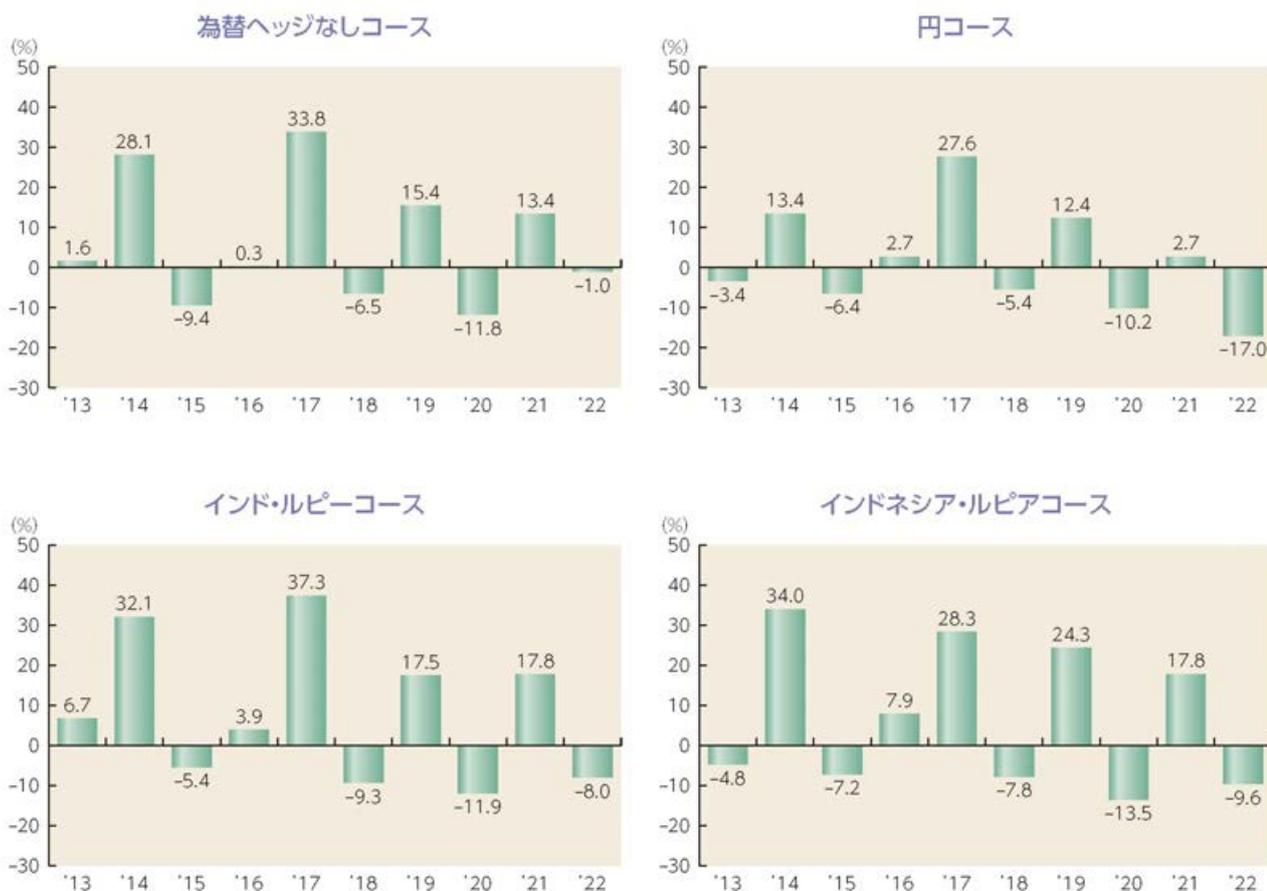
•比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

•外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。

•用途分類および国・地域分類はイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドによります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2013年は設定日から年末までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、主要投資対象とする外国投資信託の運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

⑩その他

- ・ スイッチングを行う場合の取得申込みに関する取扱いも同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。
- ・ 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にご確認ください。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。

解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当

該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとし
ます。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

⑩その他

販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金に関する取
扱いも同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。

なお、スイッチングにより解約をする場合、解約金の利益に対して税金がかかります。

※換金（解約） 手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価
証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原
価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、
原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表
の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提
供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入
手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価
額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業
者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれか
の価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2028年6月13日まで(2013年9月20日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎月14日から翌月13日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

第1計算期間は信託契約締結日から2013年12月13日までとなります。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・各ファンドの受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合
- ・各ファンドのそれぞれの受益権の総口数を合計した口数が50億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年6月および12月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選

任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 4 年 6 月 14 日から令和 4 年 12 月 13 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和5年2月15日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）の令和4年6月14日から令和4年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）の令和4年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 12 月 13 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	207,195,392	277,126,979
投資信託受益証券	11,263,352,274	9,898,453,371
親投資信託受益証券	99,990	99,970
未収入金	7,450,000	1,050,000
流動資産合計	11,478,097,656	10,176,730,320
資産合計	11,478,097,656	10,176,730,320
負債の部		
流動負債		
未払金	-	1,430,000
未払収益分配金	58,825,056	58,353,189
未払解約金	26,105,615	107,884,937
未払受託者報酬	305,015	266,168
未払委託者報酬	11,183,908	9,759,511
未払利息	213	671
その他未払費用	101,663	88,712
流動負債合計	96,521,470	177,783,188
負債合計	96,521,470	177,783,188
純資産の部		
元本等		
元本	11,765,011,386	11,670,637,987
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△383,435,200	△1,671,690,855
(分配準備積立金)	426,648	175,143,434
元本等合計	11,381,576,186	9,998,947,132
純資産合計	11,381,576,186	9,998,947,132
負債純資産合計	11,478,097,656	10,176,730,320

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 12 月 14 日 至 令和 4 年 6 月 13 日	当期 自 令和 4 年 6 月 14 日 至 令和 4 年 12 月 13 日
営業収益		
配当株式	288,051,291	302,166,044
受取利息	116	102
有価証券売買等損益	1,169,520,387	△1,158,634,967

営業収益合計	1,457,571,794	△856,468,821
営業費用		
支払利息	10,782	33,321
受託者報酬	1,784,522	1,770,394
委託者報酬	65,432,536	64,914,509
その他費用	594,780	590,075
営業費用合計	67,822,620	67,308,299
営業利益又は営業損失(△)	1,389,749,174	△923,777,120
経常利益又は経常損失(△)	1,389,749,174	△923,777,120
当期純利益又は当期純損失(△)	1,389,749,174	△923,777,120
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	41,183,743	△10,394,510
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,460,210,686	△383,435,200
剰余金増加額又は欠損金減少額	174,980,554	76,404,888
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	174,980,554	76,404,888
剰余金減少額又は欠損金増加額	90,182,248	104,714,706
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	90,182,248	104,714,706
分配金	356,588,251	346,563,227
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△383,435,200	△1,671,690,855

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年6月13日現在]	当期 [令和4年12月13日現在]
1. 期首元本額	12,347,435,211円	11,765,011,386円
期中追加設定元本額	1,064,142,862円	1,249,498,293円
期中一部解約元本額	1,646,566,687円	1,343,871,692円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	383,435,200円	1,671,690,855円
3. 受益権の総数	11,765,011,386口	11,670,637,987口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年12月14日 至 令和4年6月13日	当期 自 令和4年6月14日 至 令和4年12月13日
1. 分配金の計算過程 第98期 令和3年12月14日 令和4年1月13日	1. 分配金の計算過程 第104期 令和4年6月14日 令和4年7月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,969,876円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,951,306,045円
分配準備積立金額	D	10,750,859円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,002,026,780円
当ファンドの期末残存口数	F	12,258,613,238口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,264円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	61,293,066円

第99期

令和4年1月14日

令和4年2月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	41,126,876円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,887,530,241円
分配準備積立金額	D	446,847円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,929,103,964円
当ファンドの期末残存口数	F	12,093,156,467口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,249円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	60,465,782円

第100期

令和4年2月15日

令和4年3月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,269,694円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,863,620,033円
分配準備積立金額	D	453,537円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,898,343,264円
当ファンドの期末残存口数	F	12,078,885,133口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,227円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	60,394,425円

第101期

令和4年3月15日

令和4年4月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	51,743,908円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,704,577,478円
分配準備積立金額	D	862,279円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,757,183,665円
当ファンドの期末残存口数	F	11,661,115,752口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,221円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	58,305,578円

第102期

令和4年4月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	38,034,963円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,673,789,689円
分配準備積立金額	D	416,596円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,712,241,248円
当ファンドの期末残存口数	F	11,687,835,576口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,176円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	58,439,177円

第105期

令和4年7月14日

令和4年8月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	50,186,184円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	70,207,597円
収益調整金額	C	3,587,554,951円
分配準備積立金額	D	1,024,540円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,708,973,272円
当ファンドの期末残存口数	F	11,479,181,735口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,231円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	57,395,908円

第106期

令和4年8月16日

令和4年9月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	46,984,156円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	179,797,425円
収益調整金額	C	3,605,847,503円
分配準備積立金額	D	62,751,260円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,895,380,344円
当ファンドの期末残存口数	F	11,532,572,710口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,377円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	57,662,863円

第107期

令和4年9月14日

令和4年10月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,109,243円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,579,600,342円
分配準備積立金額	D	226,569,831円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,841,279,416円
当ファンドの期末残存口数	F	11,436,977,669口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,358円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	57,184,888円

第108期

令和4年10月14日

令和 4 年 5 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,805,867 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,635,234,645 円
分配準備積立金額	D	127,339 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,672,167,851 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,460,868,896 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,204 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	57,304,344 円

第 103 期

令和 4 年 5 月 14 日

令和 4 年 6 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	46,054,711 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,710,766,809 円
分配準備積立金額	D	255,481 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,757,077,001 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,765,011,386 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,193 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	58,825,056 円

令和 4 年 11 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,392,817 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,604,342,409 円
分配準備積立金額	D	202,725,973 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,846,461,199 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,505,440,460 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,343 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	57,527,202 円

第 109 期

令和 4 年 11 月 15 日

令和 4 年 12 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	51,668,176 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,661,660,628 円
分配準備積立金額	D	181,828,447 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,895,157,251 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,670,637,987 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,337 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	58,353,189 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3 年 12 月 14 日 至 令和 4 年 6 月 13 日	当期 自 令和 4 年 6 月 14 日 至 令和 4 年 12 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング	同左

	等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	
--	--	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 12 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 12 月 13 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	886,320,588	415,336,510
親投資信託受益証券	—	△10
合計	886,320,588	415,336,500

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 12 月 13 日現在]
1口当たり純資産額	0.9674円	0.8568円
(1万口当たり純資産額)	(9,674円)	(8,568円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド (Local Currency クラス)	12,003,945,394	9,898,453,371	
投資信託受益証券 合計		12,003,945,394	9,898,453,371	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,602	99,970	
合計		12,004,044,996	9,898,553,341	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和5年2月15日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の令和4年6月14日から令和4年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の令和4年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 12 月 13 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	49,130,667	34,493,914
投資信託受益証券	2,820,742,773	2,055,180,255
親投資信託受益証券	99,990	99,970
未収入金	430,000	24,400,000
流動資産合計	2,870,403,430	2,114,174,139
資産合計	2,870,403,430	2,114,174,139
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,295,906	11,716,719
未払解約金	4,558,857	8,091,879
未払受託者報酬	80,200	55,951
未払委託者報酬	2,940,539	2,051,580
未払利息	50	83
その他未払費用	26,720	18,642
流動負債合計	20,902,272	21,934,854
負債合計	20,902,272	21,934,854
純資産の部		
元本等		
元本	3,323,976,533	2,929,179,755
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△474,475,375	△836,940,470
（分配準備積立金）	82,768,240	33,078,547
元本等合計	2,849,501,158	2,092,239,285
純資産合計	2,849,501,158	2,092,239,285
負債純資産合計	2,870,403,430	2,114,174,139

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 12 月 14 日 至 令和 4 年 6 月 13 日	当期 自 令和 4 年 6 月 14 日 至 令和 4 年 12 月 13 日
営業収益		
配当株式	71,527,539	47,659,588
受取利息	32	22
有価証券売買等損益	△149,029,072	△395,972,126
営業収益合計	△77,501,501	△348,312,516
営業費用		
支払利息	2,848	8,054

受託者報酬	471,898	399,922
委託者報酬	17,302,825	14,663,743
その他費用	157,233	133,245
営業費用合計	17,934,804	15,204,964
営業利益又は営業損失(△)	△95,436,305	△363,517,480
経常利益又は経常損失(△)	△95,436,305	△363,517,480
当期純利益又は当期純損失(△)	△95,436,305	△363,517,480
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,311,325	△3,617,192
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△298,863,314	△474,475,375
剰余金増加額又は欠損金減少額	58,590,928	133,891,507
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	58,590,928	133,891,507
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,223,295	63,368,116
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	59,223,295	63,368,116
分配金	78,232,064	73,088,198
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△474,475,375	△836,940,470

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年6月13日現在]	当期 [令和4年12月13日現在]
1. 期首元本額	3,294,607,737円	3,323,976,533円
期中追加設定元本額	509,901,263円	267,028,459円
期中一部解約元本額	480,532,467円	661,825,237円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	474,475,375円	836,940,470円
3. 受益権の総数	3,323,976,533口	2,929,179,755口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年12月14日 至 令和4年6月13日	当期 自 令和4年6月14日 至 令和4年12月13日		
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程		
第98期 令和3年12月14日 令和4年1月13日	第104期 令和4年6月14日 令和4年7月13日		
	項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	9,808,815円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
	項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	7,819,193円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円

収益調整金額	C	1,294,973,209円
分配準備積立金額	D	115,096,993円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,419,879,017円
当ファンドの期末残存口数	F	3,273,412,226口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,337円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,093,648円

第99期

令和4年1月14日

令和4年2月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,947,450円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,261,060,979円
分配準備積立金額	D	107,553,605円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,376,562,034円
当ファンドの期末残存口数	F	3,184,589,072口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,322円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,738,356円

第100期

令和4年2月15日

令和4年3月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,736,501円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,263,980,661円
分配準備積立金額	D	101,267,259円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,373,984,421円
当ファンドの期末残存口数	F	3,187,875,403口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,310円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,751,501円

第101期

令和4年3月15日

令和4年4月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,467,259円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,309,846,364円
分配準備積立金額	D	94,584,481円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,416,898,104円
当ファンドの期末残存口数	F	3,288,098,126口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,309円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,152,392円

第102期

令和4年4月14日

令和4年5月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,825,243円

収益調整金額	C	1,266,259,522円
分配準備積立金額	D	78,027,276円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,352,105,991円
当ファンドの期末残存口数	F	3,164,479,193口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,272円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,657,916円

第105期

令和4年7月14日

令和4年8月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,352,596円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,237,771,322円
分配準備積立金額	D	71,167,611円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,318,291,529円
当ファンドの期末残存口数	F	3,092,370,511口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,263円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,369,482円

第106期

令和4年8月16日

令和4年9月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,385,531円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,213,341,392円
分配準備積立金額	D	65,913,635円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,284,640,558円
当ファンドの期末残存口数	F	3,029,222,940口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,240円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,116,891円

第107期

令和4年9月14日

令和4年10月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,253,170円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,216,043,437円
分配準備積立金額	D	58,097,715円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,278,394,322円
当ファンドの期末残存口数	F	3,032,977,278口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,214円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,131,909円

第108期

令和4年10月14日

令和4年11月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,788,997円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,316,557,338円
分配準備積立金額	D	92,310,799円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,417,693,380円
当ファンドの期末残存口数	F	3,300,065,270口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,295円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,200,261円

第103期

令和4年5月14日

令和4年6月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,662,312円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,329,270,632円
分配準備積立金額	D	85,401,834円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,425,334,778円
当ファンドの期末残存口数	F	3,323,976,533口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,288円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,295,906円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,213,855,918円
分配準備積立金額	D	48,685,105円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,266,330,020円
当ファンドの期末残存口数	F	3,023,820,489口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,187円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,095,281円

第109期

令和4年11月15日

令和4年12月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,155,892円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,176,340,482円
分配準備積立金額	D	38,639,374円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,221,135,748円
当ファンドの期末残存口数	F	2,929,179,755口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,168円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,716,719円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和3年12月14日 至 令和4年6月13日	当期 自 令和4年6月14日 至 令和4年12月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 12 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 12 月 13 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	69,018,654	113,766,827
親投資信託受益証券	—	△10
合計	69,018,654	113,766,817

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 12 月 13 日現在]
1口当たり純資産額	0.8573円	0.7143円
(1万口当たり純資産額)	(8,573円)	(7,143円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド（JPYクラス）	3,882,826,857	2,055,180,255	
投資信託受益証券 合計		3,882,826,857	2,055,180,255	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,602	99,970	
合計		3,882,926,459	2,055,280,225	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルビーコース（毎月決算型）の令和4年6月14日から令和4年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルビーコース（毎月決算型）の令和4年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 12 月 13 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,179,427,220	801,402,428
投資信託受益証券	42,842,236,488	32,793,185,168
親投資信託受益証券	99,990	99,970
未収入金	25,640,000	62,290,000
流動資産合計	44,047,403,698	33,656,977,566
資産合計	44,047,403,698	33,656,977,566
負債の部		
流動負債		
未払金	27,600,000	13,170,000
未払収益分配金	613,302,024	375,597,521
未払解約金	115,468,873	47,164,117
未払受託者報酬	1,179,320	904,837
未払委託者報酬	43,241,737	33,177,287
未払利息	1,214	1,940
その他未払費用	393,095	301,602
流動負債合計	801,186,263	470,317,304
負債合計	801,186,263	470,317,304
純資産の部		
元本等		
元本	87,614,574,901	83,466,115,806
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△44,368,357,466	△50,279,455,544
(分配準備積立金)	1,314,824	7,260,596
元本等合計	43,246,217,435	33,186,660,262
純資産合計	43,246,217,435	33,186,660,262
負債純資産合計	44,047,403,698	33,656,977,566

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 12 月 14 日 至 令和 4 年 6 月 13 日	当期 自 令和 4 年 6 月 14 日 至 令和 4 年 12 月 13 日
営業収益		
配当株式	2,038,716,881	1,952,944,076
受取利息	498	365
有価証券売買等損益	3,758,495,971	△7,410,625,416
営業収益合計	5,797,213,350	△5,457,680,975
営業費用		

支払利息	39,239	117,788
受託者報酬	6,971,493	6,488,089
委託者報酬	255,621,405	237,896,332
その他費用	2,323,777	2,162,637
営業費用合計	264,955,914	246,664,846
営業利益又は営業損失(△)	5,532,257,436	△5,704,345,821
経常利益又は経常損失(△)	5,532,257,436	△5,704,345,821
当期純利益又は当期純損失(△)	5,532,257,436	△5,704,345,821
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	80,205,911	△40,805,818
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△47,656,580,006	△44,368,357,466
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,266,762,197	4,148,689,606
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,266,762,197	4,148,689,606
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,735,346,387	1,860,096,236
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,735,346,387	1,860,096,236
分配金	3,695,244,795	2,536,151,445
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△44,368,357,466	△50,279,455,544

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年6月13日現在]	当期 [令和4年12月13日現在]
1. 期首元本額	90,422,273,643円	87,614,574,901円
期中追加設定元本額	5,260,830,683円	3,463,361,232円
期中一部解約元本額	8,068,529,425円	7,611,820,327円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	44,368,357,466円	50,279,455,544円
3. 受益権の総数	87,614,574,901口	83,466,115,806口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年12月14日 至 令和4年6月13日			当期 自 令和4年6月14日 至 令和4年12月13日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
第98期			第104期		
令和3年12月14日			令和4年6月14日		
令和4年1月13日			令和4年7月13日		
	項目			項目	
	費用控除後の配当等収益額	A	321,923,081円	費用控除後の配当等収益額	A
					295,222,963円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	12,590,716,814円
分配準備積立金額	D	7,502,639円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,920,142,534円
当ファンドの期末残存口数	F	89,165,376,783口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,448円
1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	624,157,637円

第99期

令和4年1月14日

令和4年2月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	257,340,612円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	12,166,387,614円
分配準備積立金額	D	8,276,224円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,432,004,450円
当ファンドの期末残存口数	F	88,285,150,978口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,408円
1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	617,996,056円

第100期

令和4年2月15日

令和4年3月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	251,970,259円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	11,793,851,080円
分配準備積立金額	D	755,205円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,046,576,544円
当ファンドの期末残存口数	F	88,135,554,371口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,366円
1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	616,948,880円

第101期

令和4年3月15日

令和4年4月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	385,662,972円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	11,337,954,971円
分配準備積立金額	D	5,819,907円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,729,437,850円
当ファンドの期末残存口数	F	87,463,957,070口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,341円
1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	612,247,699円

第102期

令和4年4月14日

令和4年5月13日

項目		
----	--	--

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	10,541,465,899円
分配準備積立金額	D	1,301,272円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,837,990,134円
当ファンドの期末残存口数	F	87,367,160,913口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,240円
1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	611,570,126円

第105期

令和4年7月14日

令和4年8月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	314,354,624円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	10,236,105,784円
分配準備積立金額	D	8,147,180円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,558,607,588円
当ファンドの期末残存口数	F	87,510,314,515口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,206円
1万口当たり分配金額	H	45円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	393,796,415円

第106期

令和4年8月16日

令和4年9月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	324,237,001円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	10,035,833,160円
分配準備積立金額	D	7,322,463円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,367,392,624円
当ファンドの期末残存口数	F	86,455,876,642口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,199円
1万口当たり分配金額	H	45円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	389,051,444円

第107期

令和4年9月14日

令和4年10月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	264,133,906円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	9,902,895,053円
分配準備積立金額	D	2,986,394円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,170,015,353円
当ファンドの期末残存口数	F	85,826,013,907口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,184円
1万口当たり分配金額	H	45円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	386,217,062円

第108期

令和4年10月14日

令和4年11月14日

項目		
----	--	--

費用控除後の配当等収益額	A	325,787,727円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	11,081,632,415円
分配準備積立金額	D	6,555,743円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,413,975,885円
当ファンドの期末残存口数	F	87,227,499,958口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,308円
1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	610,592,499円

第103期

令和4年5月14日

令和4年6月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	333,379,242円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	10,851,492,264円
分配準備積立金額	D	870,966円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,185,742,472円
当ファンドの期末残存口数	F	87,614,574,901口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,276円
1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	613,302,024円

費用控除後の配当等収益額	A	287,314,371円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	9,623,471,988円
分配準備積立金額	D	1,037,405円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,911,823,764円
当ファンドの期末残存口数	F	84,426,417,301口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,174円
1万口当たり分配金額	H	45円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	379,918,877円

第109期

令和4年11月15日

令和4年12月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	289,764,261円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	9,422,478,169円
分配準備積立金額	D	1,281,128円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,713,523,558円
当ファンドの期末残存口数	F	83,466,115,806口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,163円
1万口当たり分配金額	H	45円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	375,597,521円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和3年12月14日 至 令和4年6月13日	自 令和4年6月14日 至 令和4年12月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 12 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 12 月 13 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2,996,484,647	673,875,708
親投資信託受益証券	—	△10
合計	2,996,484,647	673,875,698

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 12 月 13 日現在]
1口当たり純資産額	0.4936円	0.3976円
(1万口当たり純資産額)	(4,936円)	(3,976円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド（I NRクラス）	62,979,038,158	32,793,185,168	
投資信託受益証券 合計		62,979,038,158	32,793,185,168	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,602	99,970	
合計		62,979,137,760	32,793,285,138	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）の令和4年6月14日から令和4年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）の令和4年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 12 月 13 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,972,549	21,336,441
投資信託受益証券	1,155,814,656	923,964,145
親投資信託受益証券	99,990	99,970
未収入金	200,000	150,000
流動資産合計	1,178,087,195	945,550,556
資産合計	1,178,087,195	945,550,556
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,308,968	9,336,741
未払解約金	31,761	1,952,040
未払受託者報酬	31,615	25,148
未払委託者報酬	1,159,200	922,120
未払利息	22	51
その他未払費用	10,530	8,372
流動負債合計	10,542,096	12,244,472
負債合計	10,542,096	12,244,472
純資産の部		
元本等		
元本	1,551,494,831	1,556,123,548
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△383,949,732	△622,817,464
（分配準備積立金）	117,548	70,312
元本等合計	1,167,545,099	933,306,084
純資産合計	1,167,545,099	933,306,084
負債純資産合計	1,178,087,195	945,550,556

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 12 月 14 日 至 令和 4 年 6 月 13 日	当期 自 令和 4 年 6 月 14 日 至 令和 4 年 12 月 13 日
営業収益		
配当株式	41,442,053	41,967,729
受取利息	16	9
有価証券売買等損益	115,676,559	△222,098,260
営業収益合計	157,118,628	△180,130,522
営業費用		
支払利息	948	3,251

受託者報酬	184,983	178,641
委託者報酬	6,782,680	6,550,330
その他費用	61,604	59,491
営業費用合計	7,030,215	6,791,713
営業利益又は営業損失(△)	150,088,413	△186,922,235
経常利益又は経常損失(△)	150,088,413	△186,922,235
当期純利益又は当期純損失(△)	150,088,413	△186,922,235
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	10,845,215	△931,118
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△484,818,842	△383,949,732
剰余金増加額又は欠損金減少額	80,900,273	42,062,407
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	80,900,273	42,062,407
剰余金減少額又は欠損金増加額	62,631,397	38,425,124
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	62,631,397	38,425,124
分配金	56,642,964	56,513,898
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△383,949,732	△622,817,464

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年6月13日現在]	当期 [令和4年12月13日現在]
1. 期首元本額	1,587,887,658円	1,551,494,831円
期中追加設定元本額	230,455,976円	134,208,019円
期中一部解約元本額	266,848,803円	129,579,302円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	383,949,732円	622,817,464円
3. 受益権の総数	1,551,494,831口	1,556,123,548口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年12月14日 至 令和4年6月13日			当期 自 令和4年6月14日 至 令和4年12月13日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
第98期 令和3年12月14日 令和4年1月13日			第104期 令和4年6月14日 令和4年7月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,221,123円	費用控除後の配当等収益額	A	5,084,458円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円

収益調整金額	C	454,510,668 円
分配準備積立金額	D	12,858,443 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	474,590,234 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,585,293,105 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,993 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,511,758 円

第 99 期

令和 4 年 1 月 14 日

令和 4 年 2 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,748,765 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	453,661,833 円
分配準備積立金額	D	10,443,324 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	469,853,922 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,581,972,689 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,970 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,491,836 円

第 100 期

令和 4 年 2 月 15 日

令和 4 年 3 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,517,591 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	454,912,527 円
分配準備積立金額	D	6,699,771 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	466,129,889 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,586,264,362 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,938 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,517,586 円

第 101 期

令和 4 年 3 月 15 日

令和 4 年 4 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,325,545 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	449,076,511 円
分配準備積立金額	D	1,524,217 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	456,926,273 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,565,364,377 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,918 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,392,186 円

第 102 期

令和 4 年 4 月 14 日

令和 4 年 5 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,773,583 円

収益調整金額	C	438,903,027 円
分配準備積立金額	D	117,547 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	444,105,032 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,555,856,727 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,854 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,335,140 円

第 105 期

令和 4 年 7 月 14 日

令和 4 年 8 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,566,974 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	432,793,660 円
分配準備積立金額	D	67,130 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	440,427,764 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,549,018,562 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,843 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,294,111 円

第 106 期

令和 4 年 8 月 16 日

令和 4 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,050,113 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	441,375,722 円
分配準備積立金額	D	42,853 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	448,468,688 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,584,982,203 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,829 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,509,893 円

第 107 期

令和 4 年 9 月 14 日

令和 4 年 10 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,420,067 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	442,264,898 円
分配準備積立金額	D	118,472 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	447,803,437 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,597,335,967 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,803 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,584,015 円

第 108 期

令和 4 年 10 月 14 日

令和 4 年 11 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,223,508 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	448,882,988円
分配準備積立金額	D	22,497円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	453,679,068円
当ファンドの期末残存口数	F	1,570,105,065口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,889円
1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,420,630円

第103期

令和4年5月14日

令和4年6月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,101,206円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	438,912,232円
分配準備積立金額	D	84,115円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	447,097,553円
当ファンドの期末残存口数	F	1,551,494,831口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,881円
1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,308,968円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	432,196,859円
分配準備積立金額	D	105,190円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	438,525,557円
当ファンドの期末残存口数	F	1,575,666,395口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,783円
1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,453,998円

第109期

令和4年11月15日

令和4年12月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,269,362円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	423,727,169円
分配準備積立金額	D	25,444円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	430,021,975円
当ファンドの期末残存口数	F	1,556,123,548口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,763円
1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,336,741円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和3年12月14日 至 令和4年6月13日	当期 自 令和4年6月14日 至 令和4年12月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 12 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 12 月 13 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	87,316,346	18,762,364
親投資信託受益証券	—	△10
合計	87,316,346	18,762,354

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 12 月 13 日現在]
1口当たり純資産額	0.7525 円	0.5998 円
(1万口当たり純資産額)	(7,525 円)	(5,998 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド（I DRクラス）	1,645,821,420	923,964,145	
投資信託受益証券 合計		1,645,821,420	923,964,145	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	99,970	
親投資信託受益証券 合計		99,602	99,970	
合計		1,645,921,022	924,064,115	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・プール マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年12月13日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	68,023,202
流動資産合計	68,023,202
資産合計	68,023,202
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,429
未払利息	164
流動負債合計	2,593
負債合計	2,593
純資産の部	
元本等	
元本	67,770,595
剰余金	

剰余金又は欠損金（△）	250,014
元本等合計	68,020,609
純資産合計	68,020,609
負債純資産合計	68,023,202

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4 年 12 月 13 日現在]
1. 期首	令和 4 年 6 月 14 日
期首元本額	50,262,583 円
期中追加設定元本額	22,962,506 円
期中一部解約元本額	5,454,494 円
元本の内訳※	
世界投資適格債オープン（為替ヘッジあり）（毎月決算型）	5,154,901 円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	125,062 円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	119,857 円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	769,078 円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	220,146 円
マネー・プール・ファンドVI	32,206,997 円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	19,961 円
トレンド・アロケーション・オープン	997,308 円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	996,215 円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし	996,215 円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）	99,602 円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,602 円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）	99,602 円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,602 円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（1年決算型）	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（1年決算型）	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（1年決算型）	9,959 円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）	9,959 円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース	99,592 円

(1年決算型)	
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 豪ドルコース (毎月決算型)	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ブラジル・リアルコース (1年決算型)	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ブラジル・リアルコース (毎月決算型)	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) メキシコ・ペソコース (1年決算型)	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) メキシコ・ペソコース (毎月決算型)	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) トルコ・リラコース (1年決算型)	9,960 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) トルコ・リラコース (毎月決算型)	9,960 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (1年決算型)	9,986 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (毎月決算型)	9,986 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 中国元コース (1年決算型)	9,960 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 中国元コース (毎月決算型)	9,960 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 南アフリカ・ランドコース (1年決算型)	9,960 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) 南アフリカ・ランドコース (毎月決算型)	9,960 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) インドネシア・ルピアコース (1年決算型)	9,986 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)	99,592 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) マネー・プール・ファンドIX (1年決算型)	1,392,550 円
国際・キャピタル 日本株式オープン (通貨選択型) マネー・プール・ファンドX (年2回決算型)	23,118,983 円
欧州アクティブ株式オープン (為替ヘッジあり)	4,979 円
欧州アクティブ株式オープン (為替ヘッジなし)	4,979 円
アジアリート戦略オープン (為替ヘッジあり) 毎月決算型	9,952 円
アジアリート戦略オープン (為替ヘッジあり) 年2回決算型	9,952 円
アジアリート戦略オープン (為替ヘッジなし) 毎月決算型	9,952 円
アジアリート戦略オープン (為替ヘッジなし) 年2回決算型	9,952 円
合計	67,770,595 円
2. 受益権の総数	67,770,595 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4 年 6 月 14 日 至 令和 4 年 12 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等

のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 12 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和 4 年 12 月 13 日現在]
1口当たり純資産額	1.0037 円
(1万口当たり純資産額)	(10,037 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4 年 12 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	9,694,076,831
II 負債総額	32,422,639
III 純資産総額 (I - II)	9,661,654,192
IV 発行済口数	11,504,785,472口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.8398
(10,000口当たり)	(8,398)

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4 年 12 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,162,001,313
II 負債総額	1,245,450
III 純資産総額 (I - II)	2,160,755,863
IV 発行済口数	3,014,688,656口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.7167
(10,000口当たり)	(7,167)

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4 年 12 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	32,095,185,427
II 負債総額	44,929,143
III 純資産総額 (I - II)	32,050,256,284
IV 発行済口数	82,828,492,366口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.3869
(10,000口当たり)	(3,869)

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4 年 12 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	906,675,462
II 負債総額	568,259
III 純資産総額 (I - II)	906,107,203
IV 発行済口数	1,553,020,056口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.5834
(10,000口当たり)	(5,834)

(参考)

マネー・プール マザーファンド

純資産額計算書

令和4年12月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	67,978,109
II 負債総額	69
III 純資産総額 (I - II)	67,978,040
IV 発行済口数	67,730,459口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.0037
(10,000口当たり)	(10,037)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2022年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示

をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	875	21,763,425
追加型公社債投資信託	16	1,413,534
単位型株式投資信託	90	413,739
単位型公社債投資信託	51	119,277
合計	1,032	23,709,975

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度に係る中間会計期間（自令和4年4月1日至令和4年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月2日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)		第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2 6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2 4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		170,807		243,133
受取利息	※2	2,726	※2	7,408
投資有価証券償還益		81,557		1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835		137,485
受取賃貸料	※2	65,808	※2	65,808
その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148
営業外費用				
投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費		-		76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	※1	536	※1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2	4,755,427	※2	5,366,608
法人税等調整額		△19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,457,670 千円
- ② 1株当たり配当額 44,700 円
- ③ 基準日 令和2年3月31日
- ④ 効力発生日 令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 49,988 円
- ④ 基準日 令和3年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 1株当たり配当額 49,988 円
- ③ 基準日 令和3年3月31日
- ④ 効力発生日 令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和4年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和4年6月29日

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
1 年内	709,808 千円	709,808 千円
1 年超	709,808 千円	414,054 千円
合計	1,419,616 千円	1,123,863 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(当事業年度の貸借対照表計上額 31,360千円)は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券 16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600千円、関連会社株式 159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,880 千円、当事業年度 151,370 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）及び第37期（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）及び第37期（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 4)	科目	期末残高(注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2) 投資助言料 (注 3)	5,128,270 千円 523,327 千円	未払手数料 未払費用	772,495 千円 290,120 千円

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 4)	科目	期末残高(注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2) 投資助言料 (注 3)	5,153,589 千円 499,388 千円	未払手数料 未払費用	836,105 千円 272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1 株当たり情報）

	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	第37期 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	第37期 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間
(令和 4 年 9 月 30 日現在)

(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		48,375,193
有価証券		270,676
前払費用		804,517
未収入金		78,340
未収委託者報酬		16,141,814
未収収益		751,362
金銭の信託		10,401,500
その他		264,566
流動資産合計		77,087,971
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	285,704
器具備品	※1	898,241
土地		628,433
建設仮勘定		39,450
有形固定資産合計		1,851,829
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,470,447
ソフトウェア仮勘定		1,585,322
無形固定資産合計		6,071,592
投資その他の資産		
投資有価証券		14,693,980
関係会社株式		159,536
投資不動産	※1	809,716
長期差入保証金		1,204,923
前払年金費用		154,270
繰延税金資産		1,369,880
その他		45,230
貸倒引当金		△23,600
投資その他の資産合計		18,413,938
固定資産合計		26,337,361
資産合計		103,425,332

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間
(令和 4 年 9 月 30 日現在)

(負債の部)	
流動負債	
預り金	1,783,230
未払金	
未払収益分配金	112,635
未払償還金	7,418
未払手数料	6,226,860
その他未払金	575,030
未払費用	5,329,791
未払消費税等	※2 592,374
未払法人税等	2,634,965
賞与引当金	954,015
役員賞与引当金	86,040
その他	5,517
流動負債合計	18,307,880
固定負債	
退職給付引当金	1,299,571
役員退職慰労引当金	75,667
時効後支払損引当金	261,505
固定負債合計	1,636,744
負債合計	19,944,625
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	28,593,826
利益剰余金合計	35,934,416
株主資本合計	82,667,260

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間
(令和 4 年 9 月 30 日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	813,447
評価・換算差額等合計	813,447
純資産合計	83,480,707
負債純資産合計	103,425,332

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)	
営業収益	
委託者報酬	40,789,208
投資顧問料	1,442,097
その他営業収益	5,655
営業収益合計	42,236,961
営業費用	
支払手数料	15,949,349
広告宣伝費	237,620
公告費	250
調査費	
調査費	1,359,939
委託調査費	7,988,301
事務委託費	709,248
営業雑経費	
通信費	64,639
印刷費	194,724
協会費	27,550
諸会費	9,245
事務機器関連費	1,088,738
営業費用合計	27,629,607
一般管理費	
給料	
役員報酬	204,466
給料・手当	2,770,641
賞与引当金繰入	954,015
役員賞与引当金繰入	86,040
福利厚生費	637,045
交際費	4,351
旅費交通費	22,970
租税公課	219,318
不動産賃借料	362,988
退職給付費用	193,777
固定資産減価償却費	※1 1,198,877
諸経費	182,304
一般管理費合計	6,836,796
営業利益	7,770,556

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間
(自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 4 年 9 月 30 日)

営業外収益	
受取配当金	31,240
受取利息	5,115
投資有価証券償還益	780
収益分配金等時効完成分	93,217
受取賃貸料	32,904
その他	32,041
営業外収益合計	195,299
営業外費用	
時効後支払損引当金繰入	39,158
事務過誤費	1,807
賃貸関連費用	※1 6,770
その他	11,805
営業外費用合計	59,541
経常利益	7,906,314
特別利益	
投資有価証券売却益	364,481
特別利益合計	364,481
特別損失	
投資有価証券売却損	338
投資有価証券評価損	104,554
固定資産除却損	3,528
特別損失合計	108,421
税引前中間純利益	8,162,374
法人税、住民税及び事業税	2,522,443
法人税等調整額	△ 28,522
法人税等合計	2,493,921
中間純利益	5,668,453

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 38 期中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当中間期変動額									
剰余金の配当							△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
中間純利益							5,668,453	5,668,453	5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△406,671	△406,671	△406,671
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	28,593,826	35,934,416	82,667,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当中間期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
中間純利益			5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△813,328	△813,328	△813,328
当中間期変動額合計	△813,328	△813,328	△1,220,000
当中間期末残高	813,447	813,447	83,480,707

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産及び投資不動産
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
 - (6) 時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

第 38 期中間会計期間 (令和 4 年 9 月 30 日現在)	
建物	903,274 千円
器具備品	2,258,329 千円
投資不動産	161,052 千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)	
有形固定資産	321,137 千円
無形固定資産	877,740 千円
投資不動産	3,057 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

令和 4 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 配当金の総額 | 6,075,125 千円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1 株当たり配当額 | 28,713 円 |
| ④ 基準日 | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| ⑤ 効力発生日 | 令和 4 年 6 月 29 日 |

(リース取引関係)

第 38 期中間会計期間(令和 4 年 9 月 30 日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	880,111 千円
1 年超	1,932,485 千円
合 計	2,812,596 千円

(金融商品関係)

第 38 期中間会計期間(令和 4 年 9 月 30 日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和 4 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません ((注 2) 参照)。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	270,676	270,676	—
(2) 金銭の信託	10,401,500	10,401,500	—
(3) 投資有価証券	14,662,620	14,662,620	—
資産計	25,334,797	25,334,797	

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	—	270,676	—	270,676
金銭の信託	—	10,401,500	—	10,401,500
投資有価証券	1,743,912	12,918,707	—	14,662,620
資産計	1,743,912	23,590,884	—	25,334,797

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第 38 期中間会計期間（令和 4 年 9 月 30 日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,920,574	16,110,224	1,810,349
	小計	17,920,574	16,110,224	1,810,349
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	7,414,223	8,052,120	△637,897
	小計	7,414,223	8,052,120	△637,897
合計		25,334,797	24,162,345	1,172,451

(注)「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」(中間貸借対照表計上額 10,401,500 千円、取得価額 10,400,000 千円)を含めております。
非上場株式(中間貸借対照表計上額 31,360 千円)については、市場価格がないため、含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について 104,554 千円(その他有価証券のその他 104,554 千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 38 期中間会計期間(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 38 期中間会計期間(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 38 期中間会計期間 (令和 4 年 9 月 30 日現在)
1 株当たり純資産額 (算定上の基礎)	394, 556. 72 円
純資産の部の合計額 (千円)	83, 480, 707
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	83, 480, 707
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (株)	211, 581

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	26, 790. 93 円
中間純利益金額 (千円)	5, 668, 453
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	5, 668, 453
普通株式の期中平均株式数 (株)	211, 581

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- ① 定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ② 訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

約款

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）
為替ヘッジなしコース（毎月決算型）

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（Local Currency クラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

(2) 投資態度

①円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（Local Currency クラス）への投資を通じて、シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）等を実質的な主要投資対象とします。

②投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 投資信託証券（2. (1) の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

(2) 株式への直接投資は行いません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(5) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、25%以内とします。

4. 収益分配方針

毎月 13 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2013 年 12 月 13 日とします。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,800 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2028 年 6 月 13 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしがたい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第4項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第4項および第5項の規定にかかわらず、第35条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品

取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。))による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等)が発生したとき等には、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド(Local Currencyクラス)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の

規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第20条の2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、100分の25を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項の比率を超えることとなった場合には、委託者は、原則として、超えることとなった日から1ヵ月以内に当該比率以内となるよう調整を行うものとします。なお、この信託の設定当初、解約および償還への対応ならびに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合を除きます。

（信託業務の委託等）

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証

券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 14 日から翌月 13 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2013 年 12 月 13 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 113 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 36 条 受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 35 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から

10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第1項の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受託者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第17条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の総口数を合計した口数が50億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第1項または第3項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第4項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑦ 第4項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、

この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第4項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいま

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案に

つき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または第 44 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 35 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013年9月20日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項および第 39 条第 3 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）
円コース（毎月決算型）

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（JPYクラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

(2) 投資態度

①円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（JPYクラス）への投資を通じて、シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）等を実質的な主要投資対象とします（以下、当該外国投資信託が投資を行う不動産投資信託（リート）等の通貨のことを「原資産通貨」といいます。）。なお、当該外国投資信託において、原則として原資産通貨の売り、円の買いの為替ヘッジを行います。

②投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 投資信託証券（2. (1) の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

(2) 株式への直接投資は行いません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(5) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、25%以内とします。

4. 収益分配方針

毎月 13 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

ただし、第 1 期の決算日は 2013 年 12 月 13 日とします。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,800 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2028 年 6 月 13 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしがたい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第4項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第4項および第5項の規定にかかわらず、第35条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品

取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。))による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等)が発生したとき等には、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド(JPYクラス)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の

規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第20条の2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、100分の25を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項の比率を超えることとなった場合には、委託者は、原則として、超えることとなった日から1ヵ月以内に当該比率以内となるよう調整を行うものとします。なお、この信託の設定当初、解約および償還への対応ならびに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合を除きます。

（信託業務の委託等）

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証

券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 14 日から翌月 13 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2013 年 12 月 13 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 113 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 36 条 受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 35 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から

10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第1項の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受託者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第17条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の総口数を合計した口数が50億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第1項または第3項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第4項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑦ 第4項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、

この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第4項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案に

つき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または第 44 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 35 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013 年 9 月 20 日

東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
委託者 国際投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項および第 39 条第 3 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）
インド・ルピーコース（毎月決算型）

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（INRクラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

(2) 投資態度

①円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（INRクラス）への投資を通じて、シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）等を実質的な主要投資対象とします（以下、当該外国投資信託が投資を行う不動産投資信託（リート）等の通貨のことを「原資産通貨」といいます。）。なお、当該外国投資信託において、原則として原資産通貨の売り、インド・ルピーの買いの為替取引を行います。

②投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 投資信託証券（2. (1) の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

(2) 株式への直接投資は行いません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(5) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、25%以内とします。

4. 収益分配方針

毎月 13 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2013 年 12 月 13 日とします。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型） インド・ルピーコース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,800 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2028 年 6 月 13 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしがたい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第4項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第4項および第5項の規定にかかわらず、第35条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品

取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。))による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等)が発生したとき等には、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド(INRクラス)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の

規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第20条の2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、100分の25を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項の比率を超えることとなった場合には、委託者は、原則として、超えることとなった日から1ヵ月以内に当該比率以内となるよう調整を行うものとします。なお、この信託の設定当初、解約および償還への対応ならびに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合を除きます。

（信託業務の委託等）

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証

券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 14 日から翌月 13 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2013 年 12 月 13 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 113 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第 36 条 受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 35 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から

10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第1項の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受託者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第17条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の総口数を合計した口数が50億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第1項または第3項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第4項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑦ 第4項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、

この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第4項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいま

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案に

つき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または第 44 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 35 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013 年 9 月 20 日

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
委託者 国際投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項および第 39 条第 3 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）
インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（IDRクラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

(2) 投資態度

①円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（IDRクラス）への投資を通じて、シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）等を実質的な主要投資対象とします（以下、当該外国投資信託が投資を行う不動産投資信託（リート）等の通貨のことを「原資産通貨」といいます。）。なお、当該外国投資信託において、原則として原資産通貨の売り、インドネシア・ルピアの買いの為替取引を行います。

②投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 投資信託証券（2. (1) の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

(2) 株式への直接投資は行いません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(5) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、25%以内とします。

4. 収益分配方針

毎月 13 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2013 年 12 月 13 日とします。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型） インドネシア・ルピアコース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,800 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2028 年 6 月 13 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしがたい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第4項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第4項および第5項の規定にかかわらず、第35条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品

取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。))による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等)が発生したとき等には、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド(IRDクラス)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の

規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条ないし第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第20条の2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、100分の25を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項の比率を超えることとなった場合には、委託者は、原則として、超えることとなった日から1ヵ月以内に当該比率以内となるよう調整を行うものとします。なお、この信託の設定当初、解約および償還への対応ならびに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合を除きます。

（信託業務の委託等）

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証

券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 14 日から翌月 13 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2013 年 12 月 13 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 113 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 36 条 受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 35 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から

10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第1項の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受託者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第17条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の総口数を合計した口数が50億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第1項または第3項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第4項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑦ 第4項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、

この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第4項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいま

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案に

つき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または第 44 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 35 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013 年 9 月 20 日

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
委託者 国際投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項および第 39 条第 3 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）

 **MUFG** 三菱UFJ国際投信